

第十六回 参議院農林委員会會議録第二十五号

昭和二十八年七月二十九日(水曜日)午後一時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君

理事 宮本 邦彦君 森田 豊壽君 白井 勇君

委員 雨森 常夫君 川口爲之助君 佐藤清一郎君 重政 庸徳君 関根 久藏君 上林 忠次君 北 勝太郎君 河野 謙三君 清澤 俊英君 戸叶 武君 松浦 定義君 鈴木 一君 鈴木 強平君 島村 軍次君 足立 篤郎君

委員外議員 衆議院議員 政府委員

農林省畜産局長 大坪 藤市君 食糧庁長官 前谷 重夫君 事務局側 常任委員 安樂城敏男君 会専門員

参考人 農林中央金 庫副理事長 江澤 省三君

○連合委員会開会の件

第九部

農林委員会會議録第二十五号

昭和二十八年七月二十九日【参議院】

○農産物価格安定法案(衆議院提出)

○農林政策に関する調査の件 (昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案に関する件)

○有畜農家創設特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(片柳眞吉君) 只今から農林委員会を開きます。

最初に諮りいたしますが、臨時磋商需給安定法につきまして、通商産業委員会から連合委員の申入れがありました。これを御承知願います。

○委員長(片柳眞吉君) 河野謙三君

河野謙三君 それは何ですか、勿論連合審査の機会を与えなければいけません。委員長において重要な法案でありますから、質問者の質問時間等については制限を加えないように特に委員長から申込んで貰いたいと思っております。

○委員長(片柳眞吉君) 質問時間に制限を加えないことにするのですか。

○河野謙三君 ええ。

○委員長(片柳眞吉君) そのつもりで私も考えております。それではこれを受けるとして御異議ありませんか。

○森田豊壽君 これを受けることによつてほかの法案はこれを制限しないでやつたらどうなりますか。その進捗の關係も考えねばなりません。あの法案

の両方から申込があつたからといつて、両方無制限にやるようなことでは、或る程度まで無制限というこ

とでなくきまりを付けてやらないと困る、そうしておいて合同委員会を開くなら開くとして……。

○委員長(片柳眞吉君) それは何日にどういふふうにするかは、これは向うと連絡をとりたいと思つております。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、農産物価格安定法案を議題といたします。本日は昨日の各委員の御希望によりまして、参考人といつたしまして農林中央金庫の江澤副理事長及び更科理事が出席されております。昨日の話し合ひによりまして、本法運用上、生産者団体の自治調整に必要な融資の金利の問題に限定いたしました御質問いたしたいと思つております。なお時間は昨日のお打合せの通り三十分以内といたしますので、でき

るだけ一つその範囲で御履行願いたいと思つております。

○河野謙三君 中金の運営につきまして、運営の方般に亘つて我々非常に疑義を持つものであります。これにつきましては改めての機会に本委員会において十分質疑をさせていただきます。

○委員長(片柳眞吉君) 本日は委員長からお話の通り限定された範囲に御質問をさせていただきます。今日は時間的に行つてお尋ねいたします。今日時間的に行つてお尋ねいたします。今日時間的に行つてお尋ねいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

まし、いろ／＼資金が出ておられますので、非常にまぎらわしいように思うのですが、共済資金につきましては、先ほど政府のほうから御説明もあつたと存じますが、私どものほうの自己資金でやる場合、それから完全な紐付の形で預託を受けてやる場合、この二つが混同いたしましたために、いろ／＼な疑義が生じたというようなことがあつたと存じます。併しながら今度の件につきましては、そういうことをあらかじめ御説明申し上げまして、自己資金でやる場合、政府の預託金で融資をする場合、それから第三に、先ほど申し上げたような混合してやる場合とありましたが、混合してやる場合において、実際は技術的になか／＼面倒なことが起きやせんかと思うのです。これについても御質問があれば御返事申し上げたいと思ひますが、この共済資金のように、政府の完全な懸き資金だ、そして出したならば十月には必ず戻るといふ短期のもの、それについては中金といつたしましては特別に見て扱ふということが簡単に考えられるわけですね。今度の全販連に対する融資につきましては、全販連が手持ちして政府のために措置したいから、自分で保管するといふ関係の資金でありまして、例えば水害等の場合においては、これは流されるというような場合においては、全販連の責任を以て所持しなければならぬというふうなことになるような性格のものであらうと思ひます。同一には論ずることはできないと思ひますが、こういう際にできるだけのことをすることが必要である。共済資金に対する融資等を参考といたしまして、何

とか金利の低率ということについて考慮して参りたい、こういうふうな存する次第であります。なお細かい点について御質問がありましたら、それに応じて御説明を申し上げます。

○河野謙三君 農林省からお聞きしてよりけれども、本案は大体各委員とも賛成のように聞いておるのですが、併し特に本日まで延ばしましたのは、中金の当局を呼んで、もつと具体的に幾らで貸すのだというのを我々は説明を求めたために一日延ばした。それは農林省からお聞きのはずであります。今のような御答弁で、我々が満足するならば、何も昨日から今日までこの暑いのに延ばす必要はない。私は質問の時間がないから、特に農林省から我々の意思を伝えられたであらうから、それに對して具体的な返事をして頂きたいと、こう言つておる。要するに政府の預託金を使つた場合には、一体預託金の金利というものはわかつておるのだから、それについてあなたのほうの営業は成り立つのだ、自己資金の場合はどうなるのだ、それをプールの場合は、プールした場合のことは、只今予定ができませんければそれは今何な

くてもいいが、そういうことを簡明に御答弁願ひたい。実は過去においてもそういうケースにおいて、あなたがたはそういう政府の預託金に類するものを使つて二銭六厘で来た。その理由如何というのを併せて私は昨日お尋ねしている。そういうことも併せて御答弁願ひたい。

○参考人(江澤省三君) それでは今の河野さんのお話について、やや私どものほうの立場を具体的に御説明申し上げたいと思ひます。それについては今朝ほど私どもも政府の御意向を受けまして、いろ／＼の点から研究を進めたわけでありまして、それで私どものほうの、実は経費率等を申し上げなくちゃならぬ。資金コスト、こういうふうな点にも触れて来るわけでありまして、実は金融機関といたしましては、そういう点を一般に公表することは甚だつらいのであります。それで実は抽象的に御答弁申し上げたのでございまして、若し速記をとめて頂きますと、極く委員のかただけでお聞き頂きますならば、そういうふうな細かい数字に立至つても御説明はできると思ひます。それで結論を申し上げますと、政府の私

のほうに廻して頂く資金のレートが日歩一銭六厘というふうに仮定いたしました。私どものほうで今朝研究いたしましたので、できる限りの努力をして行きたいということになつたわけでありまして、資金の経費率だけ実は申し上げないで、その説明がつかんと思ひますが、経費率は、昨年度の平均残高について私のほうで算出したところが市中銀行とこれを比較して見ますと、市中銀行は金利が非常に安いのであります。コストが七分五厘くらい。そのうち二分五厘ぐらゐが金利、五分ぐらゐが物件費、人件費、税金などとなつております。私どものほうは、殆んどその逆になつておるわけでありまして、これは割合に取扱う数字が大き、そしてまともなやつに入つて来るというふうなことに原因しておるわけでありまして、取扱う人数が割合に少なくてやれるというのであります。経費率は市中銀行に對して非常に低いわけであり

ます。併しそれでも日歩にいたしますと、五厘内外、こういうふうなことになる。これは余りよそに実は漏らして頂きたくない数字であります。そのおつもりでお聞き願ひたいと思ひます。一般の平均で申し上げますとそういうことになりまして、併しこれについては、私ども河野委員のお話もあり、又その他の関係も考慮しまして、大体成るべく二銭以下で何とか使いたい、こういうふうな希望を持っております。ただこれについて、政府からこれに使えという目的を指示された預金があつた場合に問題になるわけでありまして、この場合はそれに普通の私どもの中金の貸出レートは二銭五厘なんぞでございますが、その差額だけは全販連のほうに割戻しをするという形で、政府の預託があるに従つてそれだけ戻す、こういうふうな形でやつて行けばいいのではないかと、こういうふうな考へております。なお思ふ点が多いと思ひますが、お話によりまして……

○河野謙三君 二銭以内というや具体的な御回答を頂きましたので、まあ更にかつたというふうにはどういふようなことがかといふように聞いて置きたいのですが、時間もありませんから、私はこれ以上この際質問いたしません。あとその他の中金の運営全般につきましては、委員長に十分なる質疑の時間を今国会中と与えて頂くことを私はここに希望を付しまして、私の質問はこれで打ち切ります。

○森田豊君 本法案に對しまする融資の問題につきまして、河野委員から中金の当局に對しまして、皆が聞かんとするところの要点を伺つたわけでありまして、只今二銭以内というお話がありました。併し二銭以内という問題につ

きましては、できるだけ以内で中金はおやりになるという考へであるのか。二銭でやつてしまふという考へでなく、できるだけ二銭以内ということ、ここに十分なる含みがあると思ひます。この点はできるだけ一つやつて頂くという御意思でありまして、どうか、その点を一つ。

○参考人(江澤省三君) 今のお話につきまして、私ども朝から実は検討に検討を重ねたわけでありまして、それで二銭ではともかくも余りひどい。コスト割れならぬやれという、こういう意見が出たわけでありまして、実は私どもの經理の全般について又御説明する機会があると思ひますが、中金の經理といつたしましては、資金の非常に足りない場合におきましては、農業手形という制度がございまして、これが農村の金融を賄つておる。それは中金で二銭で割引まして、日本銀行にすぐ持つて行つて一銭八厘の割合、初めは一銭七厘というふうなことで、三厘の差でやつておるという事実がござい

あるというふうな今までに結論を得たのであります。それも先ほどの普通の経費を含めると、ちよつとあれでございませぬが、これは一般の経費でございませぬ、そこは含まないでもいいじやないかということ、なお努力いたしますが、その辺のところは今後の検討にお任せ願いたい、こういうふう

○鈴木一君 只今のお話は、今後こういうふうな政府預託資金があつた場合は、こういうふうな運用をしたいというふうなことだと思ひますが、今までの分についてこれと同じようなケースがあつた場合には波及して全販にお返しになるのか、その点をお伺ひしたい。

○参考人(江澤省三君) 今まではこういう関係についての政府の預託はございませぬ。昨年むしるそのための金は要りましたが、こういうもの用途を指定した預託金というものは入つてないわけでありませぬ。

○戸叶武君 今度二銭以内ということになつたそうですが、この前の二銭六厘とはひどく差ができたわけですね、それもそれに対する質問はすでになされたと思ひますが、この前と今度の変化の基礎はどういうところにあるのですか。

○参考人(江澤省三君) お答えいたします。先ほどの二銭六厘というのは二銭五厘と思ひますが、二銭五厘は自己資金で融資いたします場合の金利、今御説明申上げておられますのは、政府が一銭六厘で預託をしている場合、金庫として貸し得る金利をもつと安くして行く、こういうふうなことであります。

○上林忠次君 問題は小さいのですが、二銭六厘というやつがあるのじやないですか。

○参考人(江澤省三君) 全販連については現在は二銭五厘、二銭六厘というのは、系統の末端において信連と私どものほうの貸出と競合しないという意味におきまして信連に二銭四厘で出し

ております。信連はそれを二厘の手数料をとつて末端に二銭六厘で出すというふうなことが多いのでありまして、これに対して、私どものほうでそれより安いレートを出しますと、信連のほうに行かない、中金のほうに借りに来るといふような事態が生ずる。どうも

それでは全体の系統として面白くない現象が起る虞れがありますので、末端についてはそういうふうな金利をとつております。但し私どものほうでじかに扱つてゐる分は殆んどないくらい、極く僅かでありませぬ。それから全国団体についてはそういう心配がございませぬので、二銭五厘というふうな

ことでやつております。○河野謙三君 時間がありますから、時間一ぱい一つ。あなたのほうの自己資金による貸付で、員外貸付と系統機関への貸付と区別してゐるのはどういふわけですか。特に我々が常識で、我々は素人でありませぬから、素人の常識でどうしても納得行かないのは、員外貸付のほうに金利が安いというの

一体どういふわけですか。○参考人(江澤省三君) 最初の員外貸付と員内貸付とはどういふわけか、こういう……○河野謙三君 いや、こういう二つの貸付があります。員外と系統と。そこで我々の常識では個々の系統機関への

貸付のほうに、金利は特別中金は勉強されるのは当り前だと思ひます。ところが他人様の員外のほうへ安く貸して、そして系統機関のほうに金利が高いという区別を現にされておられますね、この理由を一つ伺ひたい。

○参考人(江澤省三君) それでは続いて御説明申上げますが、系統内貸付と系統外貸付とは非常に説明いたしますと長い時間かかりますが、系統外貸付は私どもは原則としてやらないのでございませぬ。系統内にてできるだけ資金を使うのが私どもの根本方針でありませぬ。どうしても系統内からどん／＼金が

集まつて来る、一つには秋になりまして米の収獲代金が系統に入りまして、これは系統内部ではなか／＼消化し切れない。殊に短期の場合それは運用し切れないというのが私どもの方へどん／＼上つて来るわけにございませぬ。これが預金で上つて来まして昨年は五百億以上に達したわけでありませぬ。これを系統内部に勿論その需要が

あれば廻す。ただ需要がない、預金が集まるばかりであるという状態にこれを戻すというわけには行かないと思ひませぬ。これはできるだけ系統外或いは主として銀行保証というふうな形に出しまして、系統内部に比較的有利な預金利子なり、或いは貸出金利をして行こうというふうな趣旨でやつております。さような事情の金でありますから、内部と違ひまして、外部に対しては、一どきに金が集まる、これを本當

に有利に運用するということとは非常に困難な仕事であります。私も極力高く運用することに努力してゐるわけでありませぬ。併しながら五百億から一どきに集まつて来た金はどんな人間でも

これを普通のレートで運用しろということとは困難であります。それでやむを得ない場合にはコールに出しておられます。それから融通手形と申しまして、市中でぶら／＼してゐる手形、これもやつておりました。これは極めて安いのであります。コールの無条件のもので一銭九厘五毛、市中に出ている買手形ですと一銭二厘というふうなものであります。併しながらこれは短期に貸す、而も銀行その他の或いは有価証券等の間違ひのない保証があるものでなければならぬというふうな取扱ひをしておりますので、これは性格から

言つて運つた資金でございませぬ。その辺は御了承願ひたいと思ひます。但しよそに出す場合もできる限り私どものはうは高い金利で出したい。二銭五厘が普通のレートになります。系統内部に出します場合は信連に出します場合が多いのでございませぬ。それは二銭四厘、それから全販、全購連関係に出しますのが二銭五厘で出しておられますが、期末におきまして相当の戻しをするという関係で、系統のほうは系統外より悪くなつてゐるということはないと思つております。

○河野謙三君 そうすると、私が伺つてゐるのは、員外貸付の場合、いろいろ預金の貸付等の条件もあるようですね、けれども、員外貸付は特に系統貸付よりも金利を安くしてゐるということを知りませぬか。私はあるように聞いておられます。そういうことは感情上よくないのですよ。同時に何か今系統貸付ではもう金の借手はない、それが非常にだぶつて来ている、それだからよそに頼んで借りてもらふ、そういうふうには私は今の御答弁を伺つたのです

が、系統貸付に金を融通して借手はないというのには、それどころの騒ぎではなくて、系統機関が金が中金を貸してくれなくて困つてゐるというの全部です。私はそれを尋ねたい。○参考人(江澤省三君) それではお答えいたしますが、先ほど御説明申上げたのは、秋の収穫期を主として例にとつて申上げた。このときは私どものほうはじかに貸すよりも、むしろ地方地方の信用組合連合会、これを中心に資金を農村につき込んで行きたい、こういう気持でおるのであります。このほうからは預金があつて来るだけだと思ひませぬ、貸出を要求して来るというのにはないものでありませぬ、これが上つて来ますのは年が経つて三月、四月という頃になつてからであります。それから農業手形の関係も申上げましたが、これも信連を通じてやるのでございませぬが、これはピークにおいては約二百五十億上るわけでありませぬ。これを全部中金で賄つておる。まあそういうわけで、中金に若し申込があれば中金としては幾らでも今余力はございませぬ。何度でもお貸し申上げていいと、こういうふうな存じておられます。現在の状況を申上げると、それは或いは誤解を招く虞れもございませぬが、担保余力といたしましては約三百億くらいのものであるわけですね。ですから系統関係に健全な要求がありました場合には、躊躇なくこれに応じ得る体制は十分にできておる、こう申上げていいかと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) あと五分ばかりです。○戸叶武君 昨日の政府側の説明によると、たしか昨年度においては二銭六

実行せしめるといふ強い意見を付し、私に賛成をいたす次第であります。

○戸叶武君 この農産物価格安定法の趣旨はどなたも不賛成人はないと思ふのです。併しどなたもこの法案は不完全なものではないというのが定論でございまして、我々が不完全なものであつても、一応とにかく農産物の価格安定法という形には反対できないので、忍びがたきを忍んで、総合計画経済の一端としてこの法案を我々は承認せざるを得なくなつておるのであります。このときに際して、私たちがやはり松浦委員から述べられましたけれども、当然政府提案とすべきにかかわらず、農林大臣の説明によると、大蔵省との折衝中においてそのほうまで手が廻らないうちに議員立法で出されたという、何だか議員立法が抜けがけでやつたような印象を与えるような説明をされましたが、これは今日の予算委員会において、やはり電信電話の値上問題の修正に対して二十五億の問題に関連しての質問と、それからほかの修正予算の問題と関連して政府が議員立法或いは修正予算というものに対してどれほどの責任を持つてか、持つて言つて見たり、持たんと言つて見たり、いまいな態度なんぞ、これは非常に議員立法に対して、或いは修正予算案に対して、そういうものに対しての我々の審議の場合において、内閣のあり方、国会のあり方を明確にしなければ、真に民主憲法の運営というものの原則は作り上げられないと思ふので、法制局長官を呼んで、そこで論議を展開されることになつておりますから、農林大臣の言は過去において二、三重要

な食い違いがありますので、それは別なところにおいて理論闘争を展開することにして、米麦に次ぐ穀物、「いも」の切干、或は「なたね」という問題が取り上げられたのですが、この「なたね」の問題に関連して問題になつてゐるのは、一つは大豆生産地の人たちが大豆というものを強く打出したという点と、もう一つはやはりこの大豆関係の業者の中から、いわゆる「なたね」というだけにおいて大豆輸入というものをせき止めるというのでは困るという危惧心が露骨に出ておると思ふのであります。確かに我が国が終戦後においてアメリカから、満洲大豆と比較して日本において利用価値が低いところのアメリカ大豆を大要押付けられたという点においては、厚意やら迷惑やらを受けた点が多々あるし、その過程において批判されなければならぬものも随分あると思ふのであります。併しながら日本における将来の味噌、醤油という点、我々の生活必需品から考えましても、朝鮮休戦以後において当然中共の貿易に関連して満洲大豆の輸入という点も考慮されると思ふのであります。そういうようなときに、ただ単にこの「なたね」が増産せられたから、満洲大豆の輸入はやるなというふうな形にこれがされるような一つの政治的謀略の意図によつてなされたというふうな懸念も起して来るのであります。我々が農産物の価格安定に對して常に総合的な形でその農産物の価格安定に對する施策を進めるといふのは、そういうところにあるのであります。そういう点を十分考慮して、そうして慎重にこの法案の運営に

當られんことをお願いする次第であります。特にこの委員会において強調せられたのは、価格決定の際における最低価格とか、或いはこうなることが正常な価格と言われましたが、価格決定に對しては極めて慎重な態度でなされてほしい。而もそれに対して農林省が今までのような責任を回避する態度でなく、真向から自分の責任においてそういうようなことに對しておき、おさじらしないだけの態度をとられないかと、どこに責任を追及をしていいかわからなくなりまから、この問題に對しては農林省が折角御検討なされたのだから、十分な責任を果されんことをお願いいたします。

○清澤俊英君 私はこの法案が農民の生産の増加と農家経済の安定を目的として作られた法案であると言いますが、その実際の目的を達し得ないで、いろ／＼松浦さんや、戸叶さんから言われておりますように、政府の責任において本當の農産物価格安定法ができ上らなければならぬ、それがたまたま臨時便法的な建前をとつて衆議院で議員立法せられたこととありまします。ために、最も不備な法案であるという事は、立法者の代表として数日御検討頂きました足立さんによつて審議の過程によつてよく述べられておるのであります。従つてその点につきましても、審議の際にもう言ひ尽されておるのでありますから、ここでは重ねては申上げませんが、結局結論的に申上げますれば、この法案を農産物価格安定法として名前を付けますことは実は私個人としては反対で、名前を授けて見たいと思ふくらいであります。従つて甘藷、馬鈴薯、澱粉、「なたね」等の

価格調整臨時措置法くらいな名前でもつたほうがいいといつたような法案であると考えられておりました。それは不備でありまから、従つて只今河野さんから約七項目に亘り、衆議院からは同じく数項目に亘る附帯決議を付けてこの法案の完全なる遂行をやるように、こういうふうなもので付いて来るわけでありまして、従つてこれらの附帯決議は私も賛成でございまして、どうしてもこれは政府において施行上我々のこの附帯決議にありまします意味をよく御承して頂いて、施行に當つては、この附帯決議の持ちます重要な意義を生かして、本法案の不備な点を心得てやつて頂きたい。冗長になるかも知れませんが、結局すれば先般この法案を提出して参りますことは結局権兵衛が種播いて、そうして本當の意味合で農民の納得し得る、農政上これでよろしいという完全な農産物価格安定法を作る基礎として一石を投じたのである、こうおつしやつておるのであります。従つてこれを発足して将来に持つて参りますとき、私はたまた／＼足立さんから、この次に仕上げて参ります法案が自由経済、今日の資本主義経済そのものの中で、そういうものを作り上げようというまだ考え方がありません。これは到底及びもつかないことであつて、結局これだけの法案を生かしますには、もつと角度の違つたところから見ても法案の作り替へが将来に残されておる、こう私は考えますので、その点を議論しておりました。なか／＼議論は尽きませんので、その点は申上げませんが、そういうまだ多難な一歩を踏み出している法案で

ありますことを思ひますならば、恐らく当局といへども、我々がこの附帯決議を付けて見ましても、自由党の議員それ自身がどういふ考えであり、殊に先般の農林大臣の御答弁等を聞いておられますと、なか／＼上手にお答えになつておるが、本當にこの価格安定法の本質を生かそうというところに努力が欠けておるようによつておるので、従つて事務当局としては誠に困難な道をお歩みになることだらうと思ひますが、我々も我々の附帯決議を遂行するために、恐らく本案を直して、この附帯決議を通された全員が、自由党といへども、改進黨といへども、緑風会といへども、我々は勿論、第二腔室の社会党といへども、これを遂行するためにやぶさかでないといふことを申上げまして、愛國一番、一つ完全な目的を達するように御努力をお願いしまして賛成いたしておきます。併し私の賛成は、だから結論的に言いますと、この法案には実際は賛成といふことを言ひますより、反対するといふことが妙になりましますので、反対しない範圍の賛成を申し上げるわけでありまします。

○委員長(片柳眞吉君) ほかには御意見はございませぬか。
〔採決と呼ぶ者あり〕
○委員長(片柳眞吉君) 他に御意見もないようございませぬから、討論は終局したものとして認め御議議ございませぬか。
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと思ひます。
それではこれより採決に入ります。農産物価格安定法案について採決をいたします。農産物価格安定法案を原案

通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片柳真吉君) 全会一致でございます。よつて本法案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に討論中でありました河野謙三君提出の附帯決議の採決をいたします。河野謙三君提出の附帯決議を附することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片柳真吉君) 全会一致でございます。よつて附帯決議を附することに決定いたしました。

なお本会議における委員長(片柳真吉君)の口頭報告の内容等、事後の手續は慣例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳真吉君) 御異議ないと認めます。

次に、本法案を可とされましたかたは例により順次御署名を願います。

多数意見者署名
森田 豊彦 宮本 邦彦
白井 勇 雨森 常夫
川口爲之助 佐藤清一郎
重政 庸徳 関根 久藏
上林 忠次 北 勝太郎
河野 謙三 清澤 俊英
戸叶 武 松浦 定義
鈴木 一 鈴木 彌平

○政府委員(前谷重夫君) 本日大臣が出席いたしました御挨拶申し上げるはすでございますが、ほかの委員会に出ておられますので、本法案の可決に当りまして附けられました附帯決議につきましては、十分大臣に御趣旨のほどをお

伝えたいと思ひます。なお我々の施行に当る者といはしましては、法案の趣旨を十分尊重いたし、又附帯決議の御趣旨も十分尊重いたしまして、運営に当りましては適正慎重に当りたいと存する次第でございます。

〔速記中止〕

○委員長(片柳真吉君) 速記を始め、それでは議題に追加をいたしまして、水害対策の結果を御相談を頂きたいと思ひます。本件につきまして、水害地緊急対策特別委員会農林水産小委員長島村軍次君から発言を求められております。

○委員外議員(島村軍次君) 農林関係の法案、その他今回の水害に伴う対策につきましては、参議院の本会議において特別委員会が第二台風及び九州地方の災害、和歌山地方の災害を扱うことになつておりましたので、特別委員会を開催いたし、小委員会の設置を見まして、ここに衆議院との間の連絡をとりました結果、大よそ成案を得ましたので、特に本委員会におきましても御了承を得て御賛成を頂きたい。中間の報告を申し上げると同時にお願い申し上げますのであります。時間の関係もありまして、現在まともらんとし、おとりする案について御報告を申し上げます。

去る七月二十一日に水害特別委員会におきまして特殊災害復旧のための臨時措置に関する法律を作る必要を認めまして、その要綱と政府に対する申入事項とを決定いたしましたのであります。その結果に基きまして、法律要綱に予定をいたしておりますものが現

在農林関係で五件あるのであります。第一が、第二台風の霜害対策の例によりまして、これは霜害の際の例と同様でありますから説明を省略したいと思ひます。引續いてこの六月、七月の水害による特別措置の法律をいたしまして、大体霜害及び今回提案せんとする第二台風の資金措置と同様な内容を持つておるのであります。それが一つと、それから補助率に關して従来

の農林施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案の一部を改正をいたしまして、補助率の引上をやりたいというものがその二であります。それから食糧に關係のある被害農家の保有米を、被害の状況に考へてこの際購入価格同様な価格で払下をせんとする

単独立法がその三であります。それから熊本県における阿蘇山から白川の沿岸に至る泥土の農地の埋没による措置を講ずるために土地改良法の一部を改正する法律案、これが四であります。

それから先ほど申し上げました第二台風に關係のある資金融通に関する法律案であります。その内容は、資金融通に關する特別措置におきましては、経営資金と施設復旧資金と事業資金とに分ちまして、償還年限五年とし、利率を従来の例より下げて三分五厘にいたすこと、それから貸付の限度を町村長の認定によりまして、いわゆる経営資金、営農資金については十五万円以下にとどめ、施設復旧事業及び事業資金については一千万円の範囲に定めたと、資金総額を約百億円としたこと、それから利子補給、損失補償については従来の制度と同じであります。特にこの法律案で他と違ひます

る点は、地じりによる、知事が地じり等の場合の損害を救済する意味におきまして、家屋の移転新築の費用は事業資金とみなして交付する、こういう措置であります。それから災害補助の暫定措置に關する法律案におきましては、従来の補助率を一律に引上げまして一括百分の九にいたしたい。それから問題になつておりました十万円以下の控除については、五万円以上十万円未満のものは県においてこれを施行せしめて、国はその県に対して全額の補助をする、こういうことでもあります。

特に附加して説明を申し上げたいことは、この従来の農業用施設中に開拓地の住宅用宿舎及び共同施設を加えること、並びに農地の開拓のうち水産養殖場等を含めること、これが特別立法で交つておる点であります。それから土地改良法の一部を改正する法律案におきましては、土地改良法中の第二条に、農地その他の災害復旧を国で行う場合の規定がありますが、その場合におきましては、九十条第一項の規定によりまして、国は地方に対して負担金を課するといふ規定になつております

ものを、この際は負担金を課さないといふ立法措置を講じたいと思つております。それから食糧の食糧に關係のある法律案におきましては、二十八年六月及び七月の大水害により、被害農家に対する米麦の売渡しの特例に關する法律をいたしまして、売渡価格は原

米については七千五百円、即ち買入価格、大麦、裸麦等におきましては、政府の買入価格同一の程度を以て売渡しをする、その損失は一般会計から繰入

れるといふ法律案を出したいということでもあります。それから第二台風については七億五千万円の予備費が決定をいたしましたので、すでに關係省においてそれ／＼措置が講ぜられておると考えますが、それに対する法律案は委員長に御相談を申し上げまして、水害対策委員会において取扱うということにいたしました。内容は先ほど申し上げた通り凍霜害の場合と同様であります。なお法律案の措置といたしましては、地域について相当問題があると思つておりますが、この法律案におきましては、六月、七月という時期を挙げると同時に、その地域は政令で指定するということにいたしております。現在特別委員会において考へられておりますことは大要以上の通りでありますので、特に御關係のある農林関係の皆さん方に御報告申し上げると共に、どうぞ御協力をお願い申し上げます。

○清澤俊英君 今日の新報を見ますと、水害に対する特別の法律は出さな

いことになつておる。その点はどうな

んでしようか。
○委員外議員(島村軍次君) 新聞報道はどうありましようとも、対策委員会としては提案すること本日まで進んで参つておりますが、ただ予算措置に關する問題については、大よその概算は作つておられますけれども、政府との折衝はこれから後の問題になると思ひます。
○清澤俊英君 これから後になるかも知れませんが、今朝が昨晩かの新聞と思ひますが、衆議院のほうの案が百七十億、参議院で百十億になるので、政府はこれを呑めないから、この

法案は出さないという記事であります
が、大体どれくらいでありますか、百
十億というものは間違いですか。

○委員外議員(島村軍次君) 一応全部
を通じて、建設、厚生、通商、運輸、
文部、大蔵等の関係のものを対策委員
会で当初計算をいたしました数字によ
りましてと、普通の、法律改正を
やらずして行方場合に比しましては、
国の負担は約二百億程度の負担が増額
するものだ、こういう計算になって
おります。それから農林関係におい
ては約八十億、それから融資に伴う金額
は百億といえますれば、約七分とし
て、農林関係としては七億、その他
の点についてはまだ私も十分数字的な
ことは承知いたしておりませんが、一
応最初計算をいたしました当時の計算
から申しますと、融資総額約三
百億、現行法による融資の場合は約百
八十億、その差額が融資額において増
額し、且つ利子補給等による困庫負担
に属するものは前段申上げました国の
負担以外に要するもの、併し農林関係
においては只今申上げた通り二億程
度、こういうことになりました。

○上林忠次君 今の御説明になつて
おりますのは、これは県ほどの辺まで
の範囲で計算されておりますか、被害
県につきましては……

○委員外議員(島村軍次君) 九州、山
口及び和歌山、奈良の一部と、こうい
うことになっております。数字的の計
算の基礎は……、そこで特別委員会に
おきましては、島根、鳥取、京都、兵
庫等、いわゆる七月の初旬に起つた災
害地については政令の際にはつきりし
てもらいたい、特別委員会としては、
今申上げましたように調査の対象に

はなつておりますが、従来まで扱つ
た、今日まで扱つた範囲から一応除外
して第二段階に考えようという事で進
行いたしております。

○上林忠次君 今の数字には財源関係
からは、今おつしやるような以外の県
のやつは入つておりませんが、この融
資の数字或いは補償の数字ですな。こ
の金額の中に先ほどおつしやたような
県以外の、七月に入つてから被害の県
は入つていないというのですか。

○委員外議員(島村軍次君) その通り
です。

○河野謙三君 今の立法措置ですね。
これはこの国会に提案するということ
なんですか。

○委員外議員(島村軍次君) 本国会中
には是非提案するつもりでおります。

○河野謙三君 会期切迫しておる現
在、それが間に合いかねると私は思う
のだけれども、間に合いかねる場合に
起る支障というものは何かあります
か。

○委員外議員(島村軍次君) それは資
金融通ですね。凍霜害なんかと同じよ
うに資金の融通に直ちに影響がありま
す。それからなお緊き資金の関係も補
助率もその意味で額が違つて来ますか
ら、非常な大きな影響があると思いま
す。そこで資金の問題についてだけは
早くする。なお附加して申上げておき
ますが、一般の凍霜害及び第二台風等
に対してきめられた農作物の被害に対
する補償等については、これは切離し
て別途に法律案等は御提出願いたい
と、こういうことで進んでおります。

○河野謙三君 それは政府提案です
か、議員提案で出るのであるか。それ
と若しこれが本国会の議決に間に合わ
なかつた場合に、いろいろの支障、これ
については、若しこの法案が通らなかつ
た場合はどうするということも併せて
特別委員会では御相談をした
のですか。

○委員外議員(島村軍次君) 三十一日
まで是非やつてもらいたいというこ
とでおりますが、継続審議の御承認を
得たいと、こういうことは予定いたし
ております。まあ甘い考えかも知れま
せんが、資金融通と法律は条文として
は大分書き上げておりますから、只今
申上げました通りに、利子補給の率と
補助率の増加ということだけが問題に
なるのじやないか、そういう意味で
我々は進行して参つております。

○河野謙三君 それから、実は私も水
害対策委員で、農林委員会のほうが忙
がしくてさつぱり行かないので、ここ
で島村対策委員長に何うのもどうかと
思ふのだが、災害の被害調査につい
て、今回のような大規模の被害があつ
た場合に、被害調査についての特別の
機関と申しますか、特別の組織を持た
なければいかんという議論はございま
せんか。

○委員外議員(島村軍次君) 併せてそ
れに関連がありますから申上げます
が、新聞で御覧の通りに、被害地に関
する決議案が提案されることになつて
おります。政府のお考えはどうか知り
ませんが、参議院において目下決議案
の案を練つておられますのは、対策機
関として総合的なものを作つてもらい
たい。従つてそれには町村を勿論含む
こと、こういうふうを考えておりま
す。

○河野謙三君 実は私たちが今回の被害
地は直接関係がないのですが、それだ
けに冷静に批判しまして、実は冷淡な
意味ではなくて、冷静な批判を加えた
場合、非常に被害地から出て来る数字
というものは、特に府県から出す被害
数字というものは非常に私は歴大なも
のだと思ふのですよ。これは一番いい
例が、この間の凍霜害のときに、これ
は我々のほうに責任があるのだが、現
にあのきまつた金が県へ行つて、県で
はもう腰を抜かしてびつくりして、こ
んなたくさん金をどこに一体分ける
のかというのが各県の実情です。こ
ういふことは国会の権威の上からい
つても、もう少し慎重にやらなければなら
ん。特に慎重を期する。冷静に而も正
確な数字を出すということは、特に参
議院にその使命があると思う。この間
のは凍霜害だから、間違つてもも
もとの金が小さいから十倍になつても
大したことはないが、今度の災害地の
やつは、仮に二倍、三倍に間違つたら
大変なことですよ。そういう点につ
いて私は特に今被害調査について別の機
関がなければいかんと思うのだが、そ
ういふ立法措置が私は必要だと思ふの
だが、今治山治水の何とか総合的の
云々という話がありました、農林省
関係だつてこれは私には何かなくちやい
かんと思ふのだが、それは農林関係の
小委員会に御議論は出ませんでした
か。

○委員外議員(島村軍次君) お話のよ
うな点は出ておりません。

○河野謙三君 出ていないのですか。
これは一つ島村先生、特にこの点は御
苦勞ついでに将来の被害に備えて、何
か筋の通つた被害調査機関というもの
を、今できておる例え統計調査なら

統計調査をもう少し出し直して、それ
に当てはめるように作るか、さもなけ
れば別の機関を作るか、何か各県の選
挙運動の具に供されて徒らに國費を濫
費するといふような、要するに被害が
あるたびに火事場泥棒が出て来るこ
のないように、これは特に一つ農林小
委員会において、せめて農林小委員
会が農林省の関係だけでも、そういう
ことで一つ御検討願いたい。特に希望
しておきます。

○上林忠次君 今のたばこに関する金
融措置ですな、これは特別にこちら
から立法提案をしておりますが、これ
も一つ御披露願つておいたらどうす
かな。

○委員外議員(島村軍次君) まあ直接
に關係がないからと思ひまして説明を
省略いたしましたのでありますが、併し農
業関係には相違ないので、本日の委員
会におきまして私から発言いたしま
して、これを委員会の決議として出す
こととして、その決議は衆議院から廻
つて来たときには審議すると、こうい
うことで提案いたしておきました。

○森田豊壽君 ちよつと伺いますが、
大分今日は……、途中で私いなかつた
が、報告ですね、御報告は書面を以て
成るだけ御報告を願ひまして、そして
それによつて所要の説明をして頂く
らいにして頂いたらと思ふのですが、
どうでしょう。そうでないと、これに
ばかり時間をとつて、ほかの審議がで
きななくなつてしまふようになっては
いけませんから、これはそういうふう
にやつてもらわなければ困る。

○委員外議員(島村軍次君) 何分にも
どうも毎日に追われまして、書類を作
つておる者も代つておりますし、我々

も十分な書類を皆さんにお目にかける準備をいたすところまで参つておりませんのですが、できるだけ書類を整えたいと考えますが、以上の経過を頭にに入れて頂ければ、書類と申しまして極めて簡単なもので、皆さん御研究になつた凍霜害の資金措置と同じ法律案になりますし、それから補助は率を上げるといふだけですから、賢明なる森田委員のごときは、御説明をお聞きになれば、その資料は御覧ならんでも直ちに御了解行くと、こう私は思つております。

○森田豊壽君 こればかり割のいいことにしないように、總体的に災害対策としてはやつて頂くようにお考え願わんと、これはいかんと思ふ。そういう御意見だと、何もかも同じようにやつて頂かないと、だん／＼あとがよくなつて行くといふことは、どうも前の鳥が工合が悪くなつてしまつて、あとの鳥が先に立つ、これは一つ成るだけ、勿論政治的には平等に行わなければいかにですが、これは一つそういうふうになつて頂きたい。ほかのほうもお願いいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 一つさつきお話の中で七千五百円の買入原価のことですが、これは食糧管理法の考えと何があると思ふのですが、米価など法律になつておらん、行政措置で買入価格も売却価格もきまつてゐるわけですが、そういう点から法律にするわけでも一つの問題の点があるのですが、私はこれは意見であります、食糧管理のような事業会計をあんまり救済会計に、一般会計から繰寄せるといふ御説明があつたのですけれども、これをやり出すと、非常に今森田さんの言わ

れたような不均衡論が……今までの凍霜害のこと、或いは第二次台風の被害地との均衡論が出て来るので、米価の特別の法律というやつは、よほどこれは慎重に御審議願いたいと思ひます。あまり実個人としては賛成いたしかねるというふうな気がするのですが、これはやはり党議ですか。

○委員外議員(島村軍次君) 私個人も実は委員長と同一の意見で以て来て、今日も小委員会及び親委員会に協議したのですが、その限界は先ず第一に農家の、非常な流された農家に対することには疑義がないが、その認定はなかなか困難だ。それが一つ。それから価格の点についてはお話の通りでありまして、これも問題があると思ふのでありまして、むしろ行政措置でやつたら

という相当強い意見も出たわけでありまして、まあ特別の災害地であるからといふことで、参議院の委員会において法案の提案には賛成だといふことになりました。衆議院においても勿論同様でありまして、さような経過を辿つておりますことをお話し上げました。それから単行法で、只今申上げましたような被害農家に対する米麦の売渡しの特例に関する法律、こういうことで最後に食糧特別会計に属する損失は一般会計に繰入れる、こういうを明記した法律でありまして、これも疑問はあると思ふのであります、只今御心配の食糧の会計上の問題については、これは一般会計から出す類なり、方法なりについては又問題があると思ひますが、それについては大体これで御了承を得たい、こういうことであります。

○委員長(片柳眞吉君) 一般会計からという、予備金から出すわけに行かんし、来たるべき補正予算の際においてこれを実現するわけですか。
○委員外議員(島村軍次君) その通りであります。
○委員長(片柳眞吉君) これは如何にいたしますか。時間があれば連合審査ものだと思ふのですが、この段階で、ちよつと連合審査まで行く時間的余裕がないと、どう思ふのですが、如何いたしますか。これは随時連絡を特に密にして頂いて、或いはかような機会を今後でもできるだけ小委員会に来て頂いて、経過報告或いはこちらから意見を申上げるということ、連合審査は時間の余裕がないと思ひますが、そんなようなことでよろしいと思ひますか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(片柳眞吉君) それではそういうことで今後なお一つ適宜に経過の報告を伺い、又御意見を申上げたいと思ひます。
○委員外議員(島村軍次君) 資料はお話のありましたように、できるだけお届けいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、有畜農家創設特別措置法案を議題にいたしました。本法案は七月三日内閣から予備審査のため提出、七月十三日に提案理由の説明を聞きまし。二十五日に衆議院を原案の通り通過いたしました。本院に送付され、当委員会に付託された次第であります。本日はこの法案につきましまして御質疑を願ひたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) それでは、有畜農家創設特別措置法案を議題にいたしました。本法案は七月三日内閣から予備審査のため提出、七月十三日に提案理由の説明を聞きまし。二十五日に衆議院を原案の通り通過いたしました。本院に送付され、当委員会に付託された次第であります。本日はこの法案につきましまして御質疑を願ひたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) それでは、有畜農家創設特別措置法案を議題にいたしました。本法案は七月三日内閣から予備審査のため提出、七月十三日に提案理由の説明を聞きまし。二十五日に衆議院を原案の通り通過いたしました。本院に送付され、当委員会に付託された次第であります。本日はこの法案につきましまして御質疑を願ひたいと思ひます。

いたしましたから、今の政府の畜産行政といふものに関連して、日頃私たちが不思議に思つておりましたので、ちよつとお尋ねて見たのですが、いろいろ政府におきましては、有畜農家創設要綱とか、いろいろ対策を立てておられるようでありまして、この有畜農業によりまして、農業経営にいろいろの意味におきまして、費用その他の面はさしておきまして、畜産加工費、端的に申しますと、例えばバターをとつて見ました場合に、今私たちが市販のバターというのは外国から見ますと倍も高い、二倍くらいしているといふふう聞いておりますが、そういうものを取り上げて見ました場合に、いろいろやつていらつしやいましたことによつて、私たちが外国並のバターを一体いつになつたら食えるのであるか。これが併しいろいろな隘路があつて困難であるといひます。併しならば、どういふところに隘路があるのかといふことを端的に一つ先ず伺つて見たいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 只今の御質問にお答えいたします。御存じかと思ひますが、諸外国におきましては、先ず第一に、乳牛で例をとりますと、非常に乳牛の飼養密度が高いわけでありまして、日本はその意味におきまして、乳牛におきましては現在のとこ非常に飼養密度が薄い。従いまして、これを集乳いたしましたものに相当な経費がかかる。或いはこれを処理加工いたしますにつきましても、数量が割合に少ないのでありますから、加工過程、配給過程におきましても、いろいろな諸経費が嵩む、この点を先ず改善することが一番大きな問題ではないか、かように存じております。

○委員外議員(島村軍次君) 畜産局といひましたは、一応いゆる畜産振興十カ年計画といふ長期計画を立てまして、乳牛につきましましては、十九年の最後には約百万頭といふことを目標といたしまして計画を立てつつあるのではありません。併しながら、この百万頭計画も従前のように、ただ単に全国的にはらまくといふことでは意味が少くないのでありまして、適地にこれを集約的に導入してやる、そうしていろいろ経営の改善を図りまして、何かその他のコストを切下げる、こういう措置をとりまして、できるだけ外国の商品に近い形に持つて行きたい、かように考えて計画を立てているわけでありまして。

○委員外議員(島村軍次君) 畜産局といひましたは、一応いゆる畜産振興十カ年計画といふ長期計画を立てまして、乳牛につきましましては、十九年の最後には約百万頭といふことを目標といたしまして計画を立てつつあるのではありません。併しながら、この百万頭計画も従前のように、ただ単に全国的にはらまくといふことでは意味が少くないのでありまして、適地にこれを集約的に導入してやる、そうしていろいろ経営の改善を図りまして、何かその他のコストを切下げる、こういう措置をとりまして、できるだけ外国の商品に近い形に持つて行きたい、かように考えて計画を立てているわけでありまして。

○白井眞君 そういたしまするといふと、例えば昭和二十八年かまで四百九十万家畜単位か何かの増産計画があつたかと思ひますが、あゝいふ計画が仮りにその通り実現いたしましたら、今例を引きましたバターならバターといふような、外国並に行かなくとも、もう少し安いものが来年になつたら入るとか、或いは今年の冬になれば、これくらいのもが入り得る見通しであるといふような、そういう具体的な政策等はないのでありますか。

○政府委員(大坪藤市君) 畜産局といひましたは、一応いゆる畜産振興十カ年計画といふ長期計画を立てまして、乳牛につきましましては、十九年の最後には約百万頭といふことを目標といたしまして計画を立てつつあるのではありません。併しながら、この百万頭計画も従前のように、ただ単に全国的にはらまくといふことでは意味が少くないのでありまして、適地にこれを集約的に導入してやる、そうしていろいろ経営の改善を図りまして、何かその他のコストを切下げる、こういう措置をとりまして、できるだけ外国の商品に近い形に持つて行きたい、かように考えて計画を立てているわけでありまして。

○白井眞君 そういたしますと、価格のことは抜きといたしまして、量から言いますと、今の計画が達成されまるといふと、一人当りにしまして、現在よりもどのくらい増えるという計算になるわけでございますか。

○政府委員(大坪藤市君) 私どもが大體立てております現在の計画を施行いたします時におきましては、大體現在の十倍程度でございます。現在は大體換算しまして二升か、三升見当が一年

りじやないと思うのですが、主として牛だ。こういう工合に考えるのであります。ところが、そこでどんな農家を選んで、又どういふ地方、先ほど牛の密度のお話があつたのでありますが、どういふ地方を主体としておやりになるというお考えか。これをちよつと一つ伺つておきたい。

○政府委員(大坪藤市君) 一応局といふことは、兼営農家でありまして、極めて零細なる特殊な農家を除きまして、農業経営に見合つて家畜を導入せしめて行く、その基準というものを一応作つておるのであります。お手許に配付いたしてあります。有畜農家創設基準というものを作りまして、そうして特殊の農家を除外の農家には、全部漏れなくその経営に見合つた家畜を、その地方々々の実情に即して導入して参りたい、かように存じております。

○北勝太郎君 今の御方針で行きますと、実は今日のような安い乳価で行つて到底引合ものじやない。いわゆる農業経営を合理化して、農家を安定させようというお考えでやられることが、実は不安定な酪農家を作るといふことに落着いてしまはしないか、こういう工合に思ふのです。私は実は随分古い牛飼いでして、もう始めてから四十五年にもなります。それだけ古い歴史を持ち、又いい牛を持つて、そしてやつておきながら、今の乳価ではとてもそれは合わない。こういう状況になつておるので、まあ積極的に説法になりますけれども、乳をとるためには実はよいサイロ、それからよい乾草を十分に牛に食わせなければならぬ。そのほかに牛乳一升について、一

升についてという目方にならなければ、牛乳を仮に一貫目とします。牛乳一貫目をとるためにはどんなことをしても四百匁以上の濃厚飼料を与えなければならぬ。特に粗飼料、悪いところにおきましては、その濃厚飼料の量は五百匁或いは六百匁というより多くの濃厚飼料を与えなければならぬ、こういうもの。牛を飼つたことのない人は、牛を飼えばそのばんが合うという工合にすぐ考へるのではありませんが、決してそのばんが合うわけじやなく、私どもはやり方が下手ではあるけれども、併し四十幾年の歴史を持つてやつていてさへ、実はそのばんが合わない。そこで今のような乳価では、これを農家にどん／＼若し牛を今のように入つて行つて、十年後には今の乳量の十倍にもするといふお考えでやられたならば、これは牛乳は余つてしまつて、行きどころがなくなつてしまつて、牛乳の余つたほど迷惑なものはない。曾つては一時北海道で煉乳会社が事業の關係で牛乳を買わない、今日から牛乳を買いませんと言われたときに農家は非常に困つて、例の酪農組合連合会というやうなものができた、牛乳が余つたら捨てるよりほかはないのなから、実に迷惑千万なことになつてしまつて、どうしてでもこれには畜農業の奨励と同時に牛乳の奨励というには大いに力を入れて、両相待つて行くのでなければ、ただ牛だけを農家に飼え／＼と言つて飼わして行かれますと、成るほど乳量は多くなるかも知れませんが、その犠牲を受けるものは全く農家でありまして、いつも食糧問題の犠牲になるのは農家だといふやうな考え方を持つ人が多いやうであ

りませうけれども、そんなみじめな、可哀そうなことをしてはいかん。そこで増産をする同時に、将来に關してどういふ方針でやるかといふことを承わらなければならぬと思ふのであります。この点について将来の御方針を承わりたい。

○政府委員(大坪藤市君) 只今御指摘の点は私も最もその点に意を注いでおる点であります。現在までのところ、一應数量といたしましては消費が旺盛でございます、数量そのものが売れなくて困るやうな状態は現出いたしておりませんので、併しながら今後は相当な勢いを以て家畜を導入して参ります場合には、当然に価格の問題と、それから只今のお話のように、需給の問題が大きな問題となつて来ると思ふのであります。この点につきまして、いろいろ検討いたしておるのであります、できるだけさういふやうな問題につきまして、確固たる方針と確固たる施策を早く打立てまして、できることならば、それを法制化するによりまして、決して農家が生産をした牛乳が売れないことのないやうに、又売れても非常は生産費を償わないやうな価格に下落することのないやうに措置して参りたい、かように考へております。

に、國民にさういふ工合にとらせなくちやならぬと思ふ。牛乳の一番簡単な消化の方法としては、生乳で出すこと、これは一番手数がかからないと、さう思ふ。仮に今東京の乳は一日千二百石乃至千五百石あるといふことを聞きますが、これを食糧化して三倍、四倍、十倍にすることはさうむずかしくない。さういふ方法を講じてもらわなければならぬ。牛乳の消化の一番簡単なのは食糧化、それから先ほどの乳製品の問題等もいろいろありましたが、これはなかなか今の状況では外国とは競争できないのです、實際は……。そこで競争できるものは何かと言へば生乳で出すといふことであります、さういふ点につきまして、どういふ施策をお考えになつておるか。

○政府委員(大坪藤市君) 只今御意見がありましたように、乳は生の状態で消費したのが一番効率的であるといふことは、もう只今御指摘の通りであります。これをできるだけ市民にも、又農民自身にも飲ませるといふやうなことが一番大切じやないかと思ふのであります、市民にそれを飲ませて大きく需要を喚起いたしますためには、どうしても市民一般が購買して差支えないやうな低廉な価格でなくちやならないといふことが、消費を増大せしめる大きな太い線じやないか、かように存するであります。ところが我が國の乳牛の飼育状態その他は、遺憾ながらさういふやうに非常に経営密度が薄くありまして、生産の合理化或いは飼料の自給化といふやうな点が非常に不十分であるのであります、これらの生産面への努力を一面続け、同時に中

間過程におきますいろいろ経費の合理化を図つて行く、この二つを並行的に措置して参りまして、生産者にはその飼育に見合うやうな価格で取引ができ、消費者は他の食物より割に低い価格で消費できる、さういふやうな価格を創設して参りたい、さういふ考えの下に施策を目下実施をし、又今後さういふことから考へて参りたい、かように存じております。

○北勝太郎君 大体牛乳の一番手取り早い利用の方法は生乳のまま利用することだろつといふことに意見が一致したやうであります、然らばさういふやうに牛乳を食糧化するために、今のお話があつたやうに市乳をもつと安くしなければならぬ、農家にはそのばんが合うやうにしなければならぬ、さういふ問題が起ると思ふのであります、それを解決するためには、実はさういふ施策をしなければならぬかといふことと考へます。今のところでは牛乳はここにさう寄つて来ない。東京だけではない、各都市について私は申し上げておるのですが、東京を一例にしたに過ぎないのですが、ところが牛乳は、それじやないのかといふことは、牛乳はあるけれども、この間の需害問題で群馬県まで行きましたが、僅か東京から二時間か三時間の範圍のところ、あそこには煉乳会社がある。これは実に愉快だ、政府の僕は遺憾だといふ工合にさへ思ふのです。なぜあれを東京の市乳に持つて来て、さうして安く供給するやうにしないか、いわゆる牛乳を市乳化するといふことに御力なさらんか、これは極く簡単な道路のいいところでありまして、い

間過程におきますいろいろ経費の合理化を図つて行く、この二つを並行的に措置して参りまして、生産者にはその飼育に見合うやうな価格で取引ができ、消費者は他の食物より割に低い価格で消費できる、さういふやうな価格を創設して参りたい、さういふ考えの下に施策を目下実施をし、又今後さういふことから考へて参りたい、かように存じております。

間過程におきますいろいろ経費の合理化を図つて行く、この二つを並行的に措置して参りまして、生産者にはその飼育に見合うやうな価格で取引ができ、消費者は他の食物より割に低い価格で消費できる、さういふやうな価格を創設して参りたい、さういふ考えの下に施策を目下実施をし、又今後さういふことから考へて参りたい、かように存じております。

ゆる三、四石ぐらいのタンクの一つもあれば、これは牛乳を持つて来る距離が非常に遠くまで伸びる。長野県あたりまでは私は今の道路の発達した状況から言えは持つて来られる。勿論二重びんのタンクでなくちやならんのですけれど、外国でやつていることは、まあ映画などを見まして、これは日本でもどうやるべきものかという工合に思ふのであります。そういう点について実は何にも施設を政府は考へておられない。今までは牛乳というものは、まあ病人に飲ますとか、高級の人が飲むことだけに考へて、これを食糧として普及して、成るべく安い値段で都市に供給する、それから農家には或る程度そるばんの引合うようにしてやるというには、そういう方法よりほかにないのです。こんな近い所に煉乳会社を起す必要はない、こう思ふのであります。政府は一つ食糧問題の解決の上に、いわゆる牛乳を生で市民に飲ますためには今後そういう施設に出なければいかんのだ、こういう工合に思ふのですが、まあそれとは限りません。あなたがたはそれ以上の智慧を持つておられるかでありますから、どういう施策をやるかという点がありまして承わつておきたい。

○政府委員(大坪藤市君) 東京の近辺に煉乳工場があるというお話でありまして、お話の通りであります。御承知のように日本の牛乳の年間の使用が季節別に非常な差異があるわけでありまして、夏分は非常に需要が増加いたします。冬分はそれが減ると、これはまだ只今お話のありましたように、最初は病人の食糧だと、かような考へ方が一部に抜け切つていないという点か

らも来るのじやないかと思ふのであります。これが年間を通じて、そういうような消費が継続してもらえるということが一番必要ではないかと思ふのでございます。併しながら当面の問題といたしましては、そういうような傾向がありますので、過剰乳の対策といたしましては、どうしてもそこに冬分その他の過剰になりまし時期に対応する措置といたしまして、煉乳工場なり、粉乳工場なりを乳牛の飼育地帯に設けて行かなくちやならん、こういうような問題になるのじやないかと思ふのであります。今後増加いたしました場合に、おきまして、相当関東近県にたくさんの牛乳が飼育されるということになりますと、それに応じて冬分の対策も立てて行かなくちやならんのではないかと、かように存する次第であります。

○北勝太郎君 それは結局値段が高いということ、牛乳の食糧としての普及した国民の知識まで持たして行けない、仮にこれが安くなりますと、これは米を食うよりも、何を食うよりも得だ、体も丈夫になるといふことになれば、それは夏、冬の需要が差がでるはずがないくらい需要が大きいことになる。そこでどうしても一つ政府はその事業をやる以上は、一つ牛乳の市乳化ということに全力を注ぐべきである、こういう工合に思ふのであります。そういう工合にすれば、決して夏、冬の間は差がでない、こう考へる。それからいま一つは、実は牛乳が旧態依然とした配給組織なんです。いわゆる薬びんのような一合びんくらいで、そして各需要家に牛乳配達がつつて歩く、ああいう程度では、これ

は運搬費が高くなり過ぎるのです。実は農家から我々のところへは、まあこれは市乳になつておる。我々のところの市乳地帯におきましても、せいぜい四十円か、四十五円を乳を買つていり。それで売るところでは十二円ぐらいで売つておる。勿論そのびんの破損等もあるから、費用がかかると思ひますが、主として配給組織が完全なものになつていない。又例えば東京におきましては、各職場、各工場といふところまで、配給組織がうまくいくなつて行きますと、配達する必要がない。自分自身で持つて帰るといふようなことなるのであります。そこで初めて安く供給できる。私は実は農家の乳を高くすることも目的ですけども、実際のところ、うんと牛乳を安く供給することを政府が考へなければこれは駄目なんです。そういう工合に考へておるのであります。町の配給機構等についてもよほど考へなければならぬ。小学校はもつと進んだ行き方をしている。例えば一合びんでやるものを二合五勺か、三合の容器でやりさえすれば配給費は三分一で済む。一番高くなつてもその配給費は少く済むというようになつて着眼して、そして安く供給するということを考へない限りは、これは牛乳の食糧化はできない。そこで一つこの食糧問題として、農林省が実はこの畜農業というものを奨励して行くという考へが根本にならなければ私はいかんと考へる。そういう工合になりさすれば、そこに自然に方法が出て来ると、こう思ふのであります。何かそういう案がないのですか。

○政府委員(大坪藤市君) 只今御指摘

の通りであるのでございまして、例えば東京に例をとりますと、一合の配給費が極く概算いたしまして五円見当になつておるような次第でありまして、全体の価格の約三分の一を占めておる、こういうようなまあ大体の事情になつておるわけでありまして、これらを如何にすればそれをぐつと引下げ得るか、今のよう配給形態で、配給数量で、ああいう単位でやつておる限りにおいては、今の生活水準と申しますか、日本の実情ではなかなか一本当りの配給経費を切詰めるといふことは困難じやないかと思ふのであります。どうしても或る程度根本から變えて行かなくちやならん、併しこれにはいろいろな関係があるのでございまして、どうすればいいかという点につきまして目下研究いたしておる次第であります。

○委員(片桐眞吉君) まだあります。○北勝太郎君 もう二、三ですが、次にお伺いしたいことは、実はこれは有畜農業も或る限度があります。東京でどん／＼売れるからといって、東京附近ばかりにやらしても困るといふことは、人間の食糧と競合することが困ることなんです。食糧問題解決の上で或る限度以上になるといふと、人間の食糧と競合して困つて来るという問題が起るのであります。そこでどういう工合になるかといふと、次に行くのは、やはりこれは何としても穀物の作れない、或いは土地で言えば荒地地だとか、或いは北海道の広い原野とか、そういうような荒地地、不毛地といふものをこれは酪農地帯化して行く、そう

常に厄介ものになつておる土地が全部この日本の食糧問題に貢献して行くことができない。又たくさんの人をそういう方面に移植することもできるということになるのだと思ふのであります。が、先ほどもお話のありましたように、その点では実はその密度が、牛を飼うところの密度が非常に荒つぱくなつておる。いわゆる運搬費が余計要る。僕は一昨年実はネスルの工場のある持込費、ああいう全体の持込費用を調べて見たのですが、実は全体で一升について一円五十銭しかかかつていない。ところが北海道では一升について九円かかる。九円かかつておるのはどういうわけかといふと、いわゆる密度が足らないからです。そこでそれじや飼養管理のほうに金がかからんかといふと、先ほど言うように濃厚飼料も相当用いなければならぬものであるから、到底そるばんが合わないという問題が出て来るわけなんです。そこで非常にそういう悪い土地を利用するがために、集乳費が非常にかかることも食糧問題の解決の上には実は基本をおいておれば、その集乳費がかかるために牛を飼えなくなるというやうな問題は、これは実は政府の助成その他の方法によつて、これは相当私には安価額になし得るのではないかと、こういうふうに考へるのですが、北海道の牛をこまで持つて来るというわけには行かんですから、そこでああいう地帯は乳製品工業をやらなくちやならんといふことになるかと思ふのであります。ところが今の日本の乳製品工場は施設というものは非常に老朽化して、昔やつたそのままの、人ばかりうようよ寄つたかかつておつて、一つも能率

はさつぱり上らない、それがいわゆる非常に高い乳製品を国民に使わしておる大きな原因になつておるのであります。それで向うのほうでは二百石、三百石の工場が、僅か二人か三人の人で仕上げておる、ところがこちらのほうでは五十石の乳をはかすためには一工場に少くとも百人かかる、こういうふうに入件費が非常に高い、非常にそういう老朽化した工場で、外国の全部機械化された、近代化された工場に到底及びもつかないということになるのであります。そこで是非そういうような地帯に対しましては、工場の近代化を図ればならぬ、これは非常に緊急なことだと思ひます。昨年ですか、濠洲のパターが安いからといって持つて来られたのであります、濠洲のパターが安いのは決して安いではなくて、日本と同じ状況で安いのではなく、向うの工場が非常に近代化されておる、それに対してこちらのほうでは非常に老朽化したものでやつておる、こういう関係から来るのであります、是非一つ政府は食糧問題解決のためにやるのならば、そこまで近い将来におきまして、市場に近いところに対しては転送の施設をしてやる、それから市場の遠いところには、どうしても乳製品を生かさなければならぬというふうな、今の行き方では原子爆弾に竹槍では到底及ばないのでありますから、これは是非やはり外国と釣合のとれる近代化したものにして行く、それからなお競争に堪えないときには、国家がいろいろな関税で保護するとか、或いは助成をするということになつて来なければならぬのであります、その点について

て近い将来にそういうことをやられる考へがないかということをお承りしたい。

○政府委員(大坪藤市君) 市乳を中心とした飼育或いは原料乳を中心とした飼育、いずれにいたしましても、乳牛の飼育密度を濃くするということが生産費を安くする第一の前提であるのであります。只今のお話は、主として原料乳地帯についての施策であるのであります。現に系統機関の経営いたしております工場等につきましては、これが改善のための資金につきましては、金融公庫の資金を融通いたすことになつておるのであります。系統機関以外の工場につきましても、できるだけ生産費を低めますために、工場の近代化を図りますことが必要でありますので、これらの点につきましては、今後開発銀行の資金融通斡旋その他を大いに努めまして、できるだけ近代化に即応するように努めて参りたいと思へております。

○北勝太郎君 今の工場近代化に対して中央金庫その他金が出る、融資ができるようになっておると言いますけれども、一工場を完全に近代化するためには、どのくらいの金が必要とお考へになりますか。

○政府委員(大坪藤市君) 勿論それは規模にもよると思つておられますが、少くとも一千万を下らない金か、或る程度の設備を持つておる工場にはかかるのじやないか、かように考へております。

○北勝太郎君 一千万円ぐらいの金じやないのです、実は……併しその点はその点にしまして、次にもう一つお尋ねして私の質問を終わりますが、今度の計画の中にはゼルシイ種かなんかを

特別のものをに入れて来るという案があるように承つたのであります。これは学者の間でも随分議論のある問題であります。私も長い間の酪農をやつて来た経験から言いますと、これは恐らく失敗なんでありまして、これは恐らく何か知らんけれども、恐らく失敗なんであります。それはどういふわけかという点、乳量が少ないという点、いわゆる養畜の趣味がなくなるという点、一つ、乳量が少ない。今の改良された牛は実は特別のものは百石も出ますけれども、少くとも六十石以上のものでなければ種牛にしないというくらいに日本の乳業も進んでおる、その場合に進んだものになつても二十石に達しない、こういうもの、それから脂肪が一方多いからと言いますけれども、ホルスタインのほうにおきましては、随分死亡の多いものがだん／＼改良されて来ている。そこでどうしても皆が嫌がつて飼わない。昔学校を出たときに道庁に行つて、道庁の有名な畜産技師と議論をしたことがある、青二才のときに議論をしたことがあるのであります。私はホルスタイン種種を入れるという相談に行つた、ところがそれは生意氣だ、南部種を入れる、どこまでも南部種を入れる、こういう説なんです。それはもう話にならん、あなた方の考えは話にならん、あの人たちは牛を飼わして肥しさえとればいいという、それじやとてもそんなばんが合わない、肥しをやることなら人口堆肥で何ほでもできるのだ、これから先の農家は私を牛を飼わすくらいにして行かないといけなかつて、どうしても聞かなかつたのであります、しょう

がないから、やむを得ず根室に行つてアシヤの牛を買つて来たのであります。アシヤだつて一日六升や七升出たのです、とても六升や七升では何としても誰も買手が無い、どう／＼皆肉になつてしまつた。又そればかりでなしに、実は月寒の牧場がブラウンスイス種の牛を入れて、或いはゲルンジを入れるというふうな行き方をされた前のことですけれども、大きな牛舎を建てて立派な施設をしてやられたけれども、皆売れなくて肉になつてしまつたという経験があるようでありまして、そこで私は、学者としていろいろ説のあるところであろうと思つた、とにかく日本の乳牛がこれだけ進んで来たのだから、目的はこれ一つでやつて行くべきだ、そうでないと、牛飼いのいうのは牛乳だけ売ればそれでいいのじやない、子牛を上手に売らなければならぬ、子牛が三才ぐらいになつて孕んだときが牛の値打ちが一番高い、この一番高いときに売らなければならぬのだ、日本の牛乳は先ほど言いましたように市乳本位で行かなければならぬのでありますから、従つて牛は都市附近に流れて来ない、都市附近に買手が無い、そこでどこか農村の奥のほうへ行つて買つてもらいたいと言つておるけれども需要がない、子牛を飼つておる手は余しておるのであります。結局は日本のような生乳本位にして行かなければならぬというふうなところにおきましては、実はホルスタインとどういふような乳用種の進んだものなんだん変えて見るというところでなければならぬ。殊に脂肪率等も必ずしも

ヤージイに劣らん、近いようなものでだん／＼進化させて行くという方法に持つて行かなければならぬ。徒らにこれは農家を迷わして、そして幾年か後になつて、どうも学者の説が御尤もだと思つてやつたが、誰も買手がなくなつたということになるかと、どう思つたか、勿論それは地帯を選んでは行かれないと思ひますが、併し本当に需要が、国民に生乳本位に売るといふことに大いに目を付けて行かなければならぬ点から言いますと、これは全然失敗に終るものである。過去の自分の狭い経験であります、狭い経験から申上げることもできる。そこでそういうふうな二兎を追うことなしに、迷うことなしに、ずつとホルスタインが日本へこれまで残つて来たといふことは、それには相当理由がある。曾つて学者が、今新しく考へた、又外国の例を見て来て外国通りのことをやるうとしたところで、それはいいかない。そういうふうな一つの理由があつてホルスタインとなつておる、こういうふうな思つたのであります、こういう点についてどういふお考へを持つておられるのか、私は承りたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) お話の点は、本年度から初めて政府といたしまして導入をして参りますヤージイのお話じやないかと思ひますが、今までの我が国の乳牛の飼育経過と申しますと、只今御指摘の通りのお話であります。従いまして今後導入して参りますヤージイを、無計画に而も地帯を選ぶことなく導入いたしました場合には、経済の自然としてそういうふうな

に相成るのではないか、かように

思うのであります。そこで政府といたしましてはジャージイにも御承知のよういろいろいい特徴があるのであります。併しながら半面、只今御指摘のありましたように、絶対量としての泌乳量が少い、こういう結果があるのでございまして、幸いそれは相当部分はいはゆる脂肪分で補い得るわけでありませう。従つて両方の特質とかれこれ勘案いたしまして、ジャージイはジャージイに適する地帯を選ぶ、これが一番問題じゃないかと思つてあります。同時にその選んだ地帯に集团的にそれを散らばせぬ、まばらにいたしましと、牛乳の取引なんかにつきましても、ジャージイとしての特質を發揮できないようになるわけでありませう。できるだけ一カ所に集めて脂肪取引というものを採用して参る。農家の手取が必ずホルスタインよりも少くならないようにならざるに措置をして参る。而も購入をいたしまして貸付いたしましたジャージイにつきましては、小牛を又政府として返して頂きまして、これを他の農家に貸付けて参る、こういう循環法をとつて参りまして、農家が生産の意欲を失うようなことのないように措置をして参る、かように存じておるわけでありませう。放任するんじやなしに、ずつとその後面側を見て参りまして、一地带、一地带を特別に地点を選びまして、集中的に導入をするようにいたしまして、その後ずつとそれに即応した指導をして参る。こういうようなことで今までジャージイとホルスタインと同時に飼つて、ホルスタインだけが残り、ジャージイが駆逐されるというふうな結果にならないようにいたしたい。勿論それには地域の選

定、どういうところに導入したほうが一番ジャージイの特質に見合うか、こういう地点の選定が一番大きな問題じゃないか、かように存じておるわけでありませう。

○北勝太郎君 今どういう地点という、具体的に一つ例を挙げて頂きたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 地帯につきましては、種牛はなか／＼持つて行きにくい、北海道、差当り八岳山麓の山梨県、長野県、岩手山麓、こういう地点を選ぶのであります。ここは市乳としては必ずしも適地じゃない。而もジャージイの特質であります粗飼料に堪えるということ、あの地点は非常に草資源が豊富であります、殆んど草資源で飼育ができるというふうな立地条件の地帯であるのであります。こういうような地点だけに限つて参りたいと、かように存じておるわけでありませう。

○森田豊壽君 専門家の北委員から、私の質問せんとするところを詳細に質問されましたが、私は簡単に有畜農家創設特別措置法の狙は、第一に牛を以ていたしまして、とかく乳価の騰落は一つにかかつて練乳会社と申しましようか、或いは森永、明治その他と申しましようか、そういう会社の買上方針によりまして左右されるという過去における実情があるのであります。殊に静岡県におきまして、酪農地帯と称しておりますところの田方郡方面におきましては、過去においてそういう方面の非常な打撃をこうむつておつたのであります。この法案は農民のため、又食糧増産の上から行きましても、誠に結構な法案であると私は思う

のでございませうが、あれがむしろ多くの導入をいたしまして、乳価を下げることに参りまして、国民の食糧に充当されるようなことにも使われるならば結構でありますけれども、それが往々にしまして私設会社の利益のために、この多くの家畜を導入いたしましたことに参りまして、その結果がなるというふうな場合におきましては、非常に由々しい問題が起きますと思つてあります。この点に對しまして、この政府の提案いたしました有畜農家創設特別措置法の精神が、若し精神がそ

うでありますとも、そういう場合におきましては如何なる措置を講ずるか、先ほど来御質問も参りましたが、その御確答を願ひたい。もう一つは、とにかく乳価を安くいたしまして、我國の食糧需給の關係から行きまして、これを利用せんとするならば、先ず以て飼料を安くしなければならぬ。餌を安くすることが家畜導入の要件でなければならぬ。この飼料の需給安定法があるとは申しながら、この飼料を安価に導入することが、飼料を配給することが完成することによりまして、この家畜農家の生産を償うことになるのであります。従ひまして、これに對する考え方が、あの需給安定法によりましてのみ頼つておりました程度では到底安い飼料を買うことができない。これが若しも現在の状況からいたしまして、この予定によりまして導入した場合においては、相当飼料が高くなることを予想しなければならぬと私は思うのであります。従ひまして外国からでも安い飼料がど／＼入る場合は別といたしまして、今次の段階ではやはりその点を十分考えなければならぬ

と思つてあります。この問題がはつきりしないという点、これは非常にいい法案でありますけれども、その点に對する考え方をはつきりしておきませんとすると、導入した時に起るところの、いろいろ餌の配分の混乱に及ぼす影響が突に重大結果を招来いたしました。家畜の奨励をこじらせることがなしとは言えないのであります。この二点につきまして根本的な政府の考え方、殊に局長さんは専門家でありますから、局長の御返答を承りたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 第一点の家畜を導入いたしました場合に、乳価についてどういふ施策を持つておるか、こういうふうな御質問でないかと思ひます。

○森田豊壽君 一つだけ……家畜の仲買人と申しましようか、馬喰と申しましようか、そういう者に対する取締りも十分でないがために、たくさん家畜を導入した場合におきまして、とかくそういう業者のいいようにされまして、農家自体が適正なる価格で売買ができないような場合があるのであります。市場の取引が公正になつた場合には別でありますけれども、この取引というものが非常に不円滑で、早く引ならば秋の中で手を握り合つて取引をするというふうな取引であると思つたのであります。こういう点につきまして、家畜を導入いたしましたときに、その取引の公正を期する上において農家が中間に搾取されないような方法について何かお考えがあるか。これも一つついでに伺ひたい。

○政府委員(大坪藤市君) 第一点の質問であります。家畜、特に乳牛を導入いたしました場合にその乳価に對する措置の問題でございませう。が、生産者がいやしくも、中間業者と申しまするか、製造業者と申しまするか、そういうふうな機関から搾取されるようなことになりませうという点に非常な問題でありますので、これを如何なる方法で保証するか。こういう問題につきまして、いろいろ検討をいたしておるのであります。或いは協議会と申しまするか、府県を単位とし、或いは郡を単位とし、或いは集乳区域を単位といたしまして審議会みたいなものを作つて、そしてその審議会の機構を運用することによつて適正な規格を決定して参るといふようなこともどうであらうか、こういうふうな点につきまして、いろいろ考察をいたしておるのであります。できるだけ早い機会にそれらの点につきまして具体的な案を作りまして、必要があるというところになれば法律的な措置をいたしたい。かように考えておる次第であります。第二点の一般家畜の取引の問題であります。これも牛乳の取引と同じように現在畜産部門といたしまして一番遅れている問題であるのであります。この取引をどうすれば最も合理的に且つ公正に、農家の面からいたしまして、それを取扱業者の面からいたしまして、いづれも誠に公平であり、且つ明瞭である、こういうふうな取引にどうすれば進めて行けるか、こういうふうな点をいろいろ検討をいたしておるのであります。これも検討が進みますれば、又必要があるといいたしたい。かように存じておる次第であり

第九部 農林委員会會議録第二十五号 昭和二十八年七月二十九日【参議院】

ます。第三点の飼料の問題であります。できるだけこれは有畜農家を奨励して参りますためには、自給飼料の問題が一番大きな問題であるのであります。これにつきましては自給飼料の増産のために草資源を大いに活用する、家畜飼育の八割乃至九割くらいは自給をして足らない部分を濃厚飼料で賄う。これくらいに一般の水準を持つて参りたい。かように考へておるのであります。濃厚飼料につきましては、御承知のように本年の三月十五日から飼料需給安定法が施行されました。政府におきまして本年度は二十七万トン、一とうもろこし一マニト、五号或いは、ふすま、そういう外国産の飼料を輸入いたすことにしまして、予算も食糧管理特別会計に計上されておるわけでございます。まだ施行数ヶ月であります。現在のところ価格につきましては、或る程度安定の状態を得ておるのであります。今後とも飼料の需給並びに価格の安定につきましては、できるだけの措置をして参りまして、いやしくも導入いたしました農家が濃厚飼料のために非常に困るというような状態の起らないように措置をして参りたい。こう思つておられます。

○森田農務君 途中から質問いたしました家畜の取引の問題であります。私は農業に携つて長いことになつておりますが、家畜の取引ほど不明朗なものはないと、今おつしやつた通りであります。この取引を執つて手をつ握ると申すでしょうか、握つて取引をするようなことでは頗る不明朗な取引であると言つてもよいのであります。近頃家畜の売買が非常に盛んでございまして、品評会なんかのとき

には、家畜の品評会があるたびごとに必ずそのあとで取引が行われていくというのが現状であります。又現地の実情はさうであります。そういう場合の取引は、まだ、あれが優等賞をとつたからと言つて高く売れるので結構であります。これは非常に不明朗なもので、こういう問題に對しては、農林省が家畜を導入するに先立ちまして、この問題を根本的に農民として安心するようにしておくことが最も必要だ。農産物の生産をさせる上におきましては、その価格の安定が必要であり、而も取引が公正であらねばならぬものであります。畜産の場合、食糧の上から行きますと重要なものとお考へになつていくという、先ほど來の質問に對しての御答弁であるので、この問題に對してはその取引を公正にさせるために、少くとも各府県に一方所ぐらゐはこの取引所を設けて、公正なるいわゆる公けの取引所をつかり作つてもらひまして、各県には畜産課長或いはその他重要な人材がたたくさんいるし、試験場もあるわけでありす。従ひまして、そういうかたがその方法を監督すると言ひましようか、それに立会いましてやらせるような方法を何とか政府におきましてとらな

いと、そのままにしてこの法案をやらせることにいたしまして、結論といたしましては、取引のところへ行つてどうにもしようがないというところで、中間のために導入したということに結論がなるといふことになりまして、豚屋、役牛屋、そういうものが利益をとるのであります。農家が利益をとるのではないということになりまして

は、この奨励の意味がなくなるのであります。この際に、牛のごときは特別のものであります。我々といつたしまして、豚のごときは殊に豚屋に對しまして、こういう問題に對しましての相当な監督をこれになさなければ、こういうふうな導入の方針等は画餅に帰する虞れなしと言へないと思つてあります。この点は先に一つ根本的にやつて頂く、導入してからあとで又必要があれば考へるといふような御答弁でありましたが、私は先にこれを一つ考へて、まあ今でなくとも、直ぐにこれは考へるつもりだということをお返答願ひたいと思ひますが、その点は如何です。

○政府委員(大坪農務市君) 只今の家畜取引の問題につきましては御意見であります。これにつきましては、一般的に前提を考へて行くかというふうな機構を考へて行くかということにつきましては、できるだけ早い機会に問題の根本を取組みまして適切な措置を講じて参りたい、又必要がありまうに、各府県に家畜市場あたりを創設するということも必要となるのじやないか、かように思ひますが、少くとも有畜農家創設によりまして家畜を導入いたしました場合に、中間の業者の搾取を受けることにならないように、政府といたしましては、できるだけ系統機関を利用する、単位組合を単位といたしまして、それによつて取引をさせる。又できることであれば、この措置によりまして家畜の導入は県連でまといふような措置を講じて参りたい、かように存じておるわけでありす。

○河野謙三君 直接提案されました法案について二、三の疑義を伺ひたいと思ひますが、先ず対象家畜が乳牛と役牛と馬と綿羊になつておりますが、これに豚を入れた理由は何かあります。大体昔と違ひまして、今はもう家畜といへば牛と豚というくらいになつておつて、馬というのはずつとウエイトが下つておる。まあこのほかには性質上対象にはならぬと思つております。豚は対象にすべきだと思ひますが、特にこの豚を外した理由を一つ伺ひたい。

○政府委員(大坪農務市君) 有畜農家創設要綱というものを昨年の六月に次官通牒として各府県に通知を出してあります。その場合に豚につきましては、有畜農家創設の対象になるといたしまして、大いに農家に奨励をして参るという対象の中に入つておるのであります。ただ本法によりまして資金を融通いたします場合に、利子の助成をいたします場合に、利子の助成を、且つ損失補償契約を締結する対象としての家畜といたしましては金額が少額であるということ、他の大家畜に比較いたしまして回転率が非常に早い、こういうふうな二つの理由で、利子補給並びに損失補償の対象から省いておるのであります。導入につきましては、できるだけ政府といたしまして資金の斡旋をして参りたい、かように存じておる次第であります。

○河野謙三君 私は対象になる農家の経済力から見て、むしろ牛や綿羊を導入できるような農家はまだ豚を飼つておる農家よりも恵まれた農家です。これは比較の問題です。従つて金額が少いとか、手数がかかるとかいうことによつて、私はこの豚を利子補給の対象から外すことは、これは政府が助成するといふ精神、弱い農家を助成するといふ精神、これからいつて私は少し納得が行かないのであります。これは何ですか、金融機関が豚まで入れられては手数がかかつてやり切れないからやめてくれと、こういうところに案外理由があるのではないですか、そいつを私は伺ひたいと思ひます。

○政府委員(大坪農務市君) 手数がかかるということよりも、中金融資の対象といたしまして余りに資金の回転率その他の早いのでありますから、据置きの関係、そういうふうないろ／＼金融機関の操作上、まあ豚までは対象としては非常にむづかしいというふうな事情でこれは省いておるというわけでありす。

○河野謙三君 これは私はどうも納得行かんですがね、回転率も早いですが、豚も、とにかく先ほど申上げたやうに、豚を飼つておる農家のほうには詳細農でしよう、だから貧困なる農家を助けるというの、これが農業政策のすべての場合に起つて来る。そういう富めるか貧しいかということによつて、有畜農家の中でも豚を飼つておる農家のほうに貧しい農家です、大体一口に言へば……従つてそれに対して國家の保護、助成、政治の恩恵というものは私は優先して居られなければならぬ。そういう点においてこれは大きな考え方の基本の問題で、私はどうも政府のやるべきが……、尤も今自由党内閣で金持を擁護すればいいというところであるかも知らんけれども、私はそういうことではいかんと思ふ。それは議論になりますから別のときに議

給安定法によりまして、政府所有小麦を売渡す場合においてこれは非常に慎重を要しますので、特に飼料需給安定審議会の議決を経た場合においては、政府が売渡しました小麦からできた「ふすま」の配給価格というものにつきまして、一定の条件を附することができるといふことに相成っております。現在のと看法的な措置といたしましては、小麦につきましてそれだけの問題であります。一般的な問題につきましては、今後いろいろと研究をいたすべき余地があるのではないか、かように存じております。

○河野謙三君 今食糧庁は小麦から発生する「ふすま」は三十キロ幾らに計算しておりますか。これは畜産局でおわりのはずですか。そうすると、これは補給金を弾き出す場合に、その前提として加工費、人件費、粉の代金、「ふすま」の代金、こういう製粉会社の収入支出というものを細かく計算いたしまして、そこに初めて現在予算に盛り込まれて来るわけです。補給金が出て来るわけですか。従つて「ふすま」は一体販売される予定額は幾らということ、これは出て来るはずでありますか、この予定額は幾らになつておりますか。

○政府委員(大坪謙市君) これは私はちよつと時期につきましては記憶いたしておりませんが、一応これは八月一日からだつたか、七月一日からだつたか、或いは九月一日からであるか、その点につきましては正確を欠いておられますが、一応「ふすま」につきましての織込採算価格は工場裸渡し、裸と仮定いたしまして五百五十円ということになつております。

○河野謙三君 それは改めて食糧庁と打合の上、今度の補給金を計算いたします場合の「ふすま」の販売価格というものを一つお調べ願ひたい。それからいろいろ飛びくになりまして、これも北さんから先ほどお話があつたのですが、何と申しましても牛乳の値段を安くしなければ、これは消費が殖えませんが、ところが土地によつて違ふかもしれません。或いは北海道に次いで県別には一番の牛乳の生産地である神奈川県の者であります。神奈川県の場合を聞いて見ますと、農家の庭先渡し値段プラス同額が運賃、プラス同額が加工費、こういうことになつておる。従つて消費者の手へ渡るのは大體三倍になつております。この運賃が農家の庭先渡しと同額であり、同時に加工費が同額であるという、こういう計算の下に今の市場価格というものは形式されておるものであります。これは如何にも不合理である。特に運賃のときは、同じ街道を農村から都会へ向つて、四つ五つもの牛乳会社のトラックが中途半端の荷物を積んで牛乳を町へ運んでおる。こういうところに非常に無駄があります。農家のほうから見れば、なぜ農民が作ったものを農民が自主的に販売しないんだ、こう言いますけれども、長年の因縁と申しますか、森永や明治や、その他の会社との因縁において農家が森永の組合であるとか、明治の組合であるとかいうものを作つて、これらに引きずり廻されておる、こういう形です。どうしてこれはこの段階まで来ますと、農林省が有畜農家についての何らかの組織というものは私が入つて行かなければいけないと思ふ。これらについて畜産

は畜産としての何か組織をお考えになつておられますか、今度団体再編成の問題も提案されておるようでありまして、我々まだその審議に入つておりませんが、我々も現在まで承知した範囲では、この団体再編成と畜産というものの関係もどうもはつきりしておりません。これはどこまでも団体再編成とは別個に、畜産は畜産、養蚕は養蚕で行くのか、それとも今度の団体再編成の中に、畜産局の意思というものは十分織込まれておるのか、この取引の合理化の点につきましては、私はどうしても有畜農家の組織の問題に入つて来ると思ふますが、これらの点についての畜産局長の一つ御抱負を伺いたいと思ひます。

○政府委員(大坪謙市君) 有畜農業を盛んにし、而も牛乳の場合におきましては、その生産された乳或いは製品、こういうようなものの価格の合理的な水準を維持して参ります。飼育業者が集まつた力を以てやつて行くというものが一番必要なわけだと思ふのであります。ただいろいろ団体の問題につきまして、論議されておるものが、現在畜産協同組合法によりまして、相当数の畜産特殊農協と申しますか、そういうような団体が生れておるのであります。で、この中に牛乳を目的としたしました畜産の単協も全国には相当数あるわけでありまして、只今お話のように別な法制で、別建ての組合について何か考へておるが、そういうような問題かと思ひますが、別な法制で別な組合を新たに作るという問題につきましては、既存の協同の農業者の団体、或いは今まで長い間団体問題につ

きましていろいろ論議され、又各府県におきまして、各地方におきまして問題になりました。いろいろな問題がございまして、新たに或る法制を作る、或るシステムを考へるかどうかというやうな問題につきましては、各般の事情を慎重に検討した上でないと、軽々にそういうやうなものを作るといふことにつきましては相当考慮すべき点があるんじゃないかと、併しながら畜産を奨励して参りますには、筋の通りました団体を考へて行くということも一つの行き方でありまして、いろいろの問題があります。これは一つ慎重に検討し、考慮する必要があるんじゃないかと、そういうふうに考へておるわけでありまして。

○河野謙三君 ちよつと畜産局長、私のお尋ねしたことが誤解があると思ふ。私は何も別に根拠法規を以て、例えば畜産組合法を作つてどうか、そういうふうなことを言つておるんじゃない。私は今のばらばらの姿のものを何かこれをまとめたければいかんということについての御構想があるかどうか、例えば現実的に今各府、各字と、酪農組合というものはあります。折角そこまで行つておるから、今できておるものを何とかまとめたというやうなことで、それはちよつと手をかければできる。そういうふうなことでいいし、又根本的に今根拠法規を作つてやるといふのも一つの手法です。いずれにしても今のままではいかんと、これはよくおわかりなんだから、さらばといつて廣川農林大臣式にいつても案を練つておられますじやいけません。菓子屋じやあるまいし、いつまでも「あん」ばかり練つておつてはいかんと思

ふ。だからそろそろ具体的な何か一つ御構想がないかというのを伺つておるので、この点私は何も根拠法規を作れということをお主張しておるわけではありません。ただ併し現状においては、先ほど申上げましたように牛乳がなぜ高いか、なぜ消費者の口へ高く入るかという点につきましては、これはどうしても今の組織の問題へ入つて行かなければならぬから、これはそこまで入つて行きますと、先ほどの北先生の趣旨に副つて行けない。私は北海道なんかは知りませんが、この近頃のばらばらの組織を直さなければならぬ。同時に非常に困ることだと思ふのであります。これは畜産局長の一番嫌な役だと思ふのであります。畜産団体といつても、いわゆる馬喰の親方といふかボスの親方じやありませんよ。私ははつきり誰がどうだということはいませんが、中途半端な畜産団体がたくさんあつて、それで農民自身は何も知らん。それであなたの方に行つて餌の話か何かして、団体の経費のピンをはねて行く。そうして足のない頭だけの幽霊の団体というものが畜産団体だ。これは今のうちに整理しなければいけませんよ。まじめに地方では小さいながらも部落単位にできてはいますから、これは政府のほうでちよつと手を加えれば盛上るのであります。こういうものを放つて置いて、そうして足や手のないところの幽霊のような畜産団体を、そういうものばかりからかつておる。そういうところ畜産の進歩というものが私は阻害されていると思ふのです。これは畜産局長大いに感奮して、あなたの豪放な性格をよく知つておるから大いに

きましていろいろ論議され、又各府県におきまして、各地方におきまして問題になりました。いろいろな問題がございまして、新たに或る法制を作る、或るシステムを考へるかどうかというやうな問題につきましては、各般の事情を慎重に検討した上でないと、軽々にそういうやうなものを作るといふことにつきましては相当考慮すべき点があるんじゃないかと、併しながら畜産を奨励して参りますには、筋の通りました団体を考へて行くということも一つの行き方でありまして、いろいろの問題があります。これは一つ慎重に検討し、考慮する必要があるんじゃないかと、そういうふうに考へておるわけでありまして。

やつてもらわなければいけません。私は馬喰の代理というものではいけません。畜産団体のボスなんというものは絶対にいけません。我々は及ばずながら畜産ボスを取つ掛うことについては私は勇気を以て応援する。そこまですらなければどうもいけません。ここで私が幾らいい気になつて演説してもしょうがないから、次に私は例の、あなたに昨日もお聞きしたのであります。中金の問題を伺いたい。今度はこの措置によつて中金は一体幾らで金を貸してくれるのですか。その補助率は幾らですか。中金の貸し金は一体幾らになるのですか。その資金源はどこにあるか。同時に今までの例によりますと、政府が家畜購入資金という事で非常に慎重にお考えになつても、実際はこの中金の今までの何と言いますか、融資不能理由というふうなところを出ておられますように、ここにそれらしく書いておられますが、中金がネットになつて金の廻らないのが非常に多いのであります。ネットがここにあるというならば、そのネットを乗越えるためにどういふ措置をとつたか。例えば不良な農協があつたためにいかなかつたとか、或いは貸付の範囲が少なかつた、もつとひどいものになると、中金がその措置について十分理解してないためにいけない。こういうことでもありますが、こういう面を併せて中金で幾らで貸し、どういふ資金源を使うか、同時に中金が今まで貸し得なかつたネットというものは、今度はどういふような対策を以てこのネットを解消して行くかということをお説明願ひたい。若しあなた自身で御説明を煩わすことが困るならば、私は委員長から

中金のかたを一つ呼んで頂き、直接私がお尋ねしたいと思つておられます。○政府委員(大坪藤市君) 昨年度と申しますか、昭和二十七年、本資金を二十一億ほど融資いたしました場合に、中金はそのうち約十三億ほど融資いたしておりましたが、その場合の貸付金利は、中金が直接単協に貸付いたします場合には一割一分であります。県連を通しまして、そうして単協に融資いたします場合には、県連の保証料と申しますか、取扱料を一部見せておられますので、その場合には一割と、こういうふうなことに相成るわけでありませぬ。

○河野謙三君 一割……。○政府委員(大坪藤市君) はあ、一割。で、この資金源は中金の手持資金であります。特に政府資金とか、そういうふうなものにつきました。この関係はありませぬのであります。全中金の手持資金であります。○河野謙三君 そうすると、これは一割とか、一割一分とかいうと三銭以上になりますね。日歩にしますと三銭幾らかになりますね。

○政府委員(大坪藤市君) 二銭七厘。○河野謙三君 いや、もつと高いですよ。○政府委員(大坪藤市君) 中金が信連に貸付いたします場合の一割というのを日歩に直しますと、二銭七厘三毛ほどになります。○河野謙三君 そうしますと、これはまあ畜産局長に聞いても御迷惑かも知らんけれども、ここで又中金の別なケースが出て来たわけだ。大体自己資金でやる場合には貸付の条件もありません。

すよ。ありますけれども、大体二銭五厘とか二銭六厘、今度又ここで二銭七厘何毛というのが出て来た。こういうことについては何か畜産局から、これはまああなたの場合でなく、前任者の場合だつたと思ひますけれども、何かこの金利について中金と交渉された経過がありますか。これは高いから何かもう少し安くしろ、普通並にしろというふうな経過がありますか。○政府委員(大坪藤市君) 最近におきまして、そういうふうな交渉をいたしたことはありません。○河野謙三君 いや、最近はないでしょうけれども、この措置をとるに当つて二銭七厘幾らでなきやどうしてもななかつた、やむを得なかつたというふうな何か経過がありますか。○政府委員(大坪藤市君) その点につきましては、農林経済局と私どものほう、又大蔵関係もあつたと思つてございませぬが、いろいろ慎重に研究をいたしまして、結局は一割、日歩二銭七厘三毛と、こういうふうな恰好に落着いたと、こういう経過を私は承わつております。

○河野謙三君 そうしますと、まあ前のごとはこれは改めて伺うことにしますが、まあ大分あなたの御新任後経過しておりますけれども、大坪畜産局長としまして、これは従来の金利はこのままあなたに呑んでこの制度に適用されて行く、こういうつもりでおりますか。これについては少し高いから改めて中金と交渉し直す、自分の責任において交渉するという御決意がありますか。○政府委員(大坪藤市君) 問題になりまして資金というものはどういふ性質

のものであるか、直接には存じませんが、恐らく短期資金じやなからうかと申すわけでありませぬ。これはいよいよ一年間設置の三年年賦償還或いは四年償還でありまして、いわゆる中期資金に該当いたしますから、短期資金よりも或る程度金利が高いということは、併し漸次金利は下向きの傾向にありませぬので、そのベースが相当違つてくることになりませぬ。これは又いふと関係方面に折衝しなくちやならぬと思ひますが、中期資金でありますので、一応今のところはこの程度はやむを得ないじやなからうかと、まあ考へておられますが、今後の問題といたしまして検討して参りたいと、かように存じております。

○河野謙三君 これは明日中金が本委員会に見えるさうですから、改めて伺いますけれども、ただ畜産局として承知しておいてもらふことには、私は金融業に経験ありませんけれども、金融業というものは短期と長期の差別もありませんけれども、もつと大きな差別は相手が信用できるかできないか、危険負担の問題でしょう。そこで私は資料として頂きたいのだが、今まで家畜導入の措置をとつて今まで中金で出したもので、まだ期日は来ておりませんが、危険に属する部分のものがあつたか、特に今回の場合は損失補償を三割するのでしょうか。これはもう絶対に中金はこれより安全な貸付はないと言つていくらいなものではないかと申すわけにはやむを得ないと思つておられるのであります。今のところ大体十年計画くらいのところは一応無畜農家を解消して参りたいと考へておられますので、恒久的な立法というわけでもないし、又一、二年で終る臨時的なものでもありませんし、従つてまあ法律の形といたしまして

私たちとして議員の立場において中金に大いに質疑はありますけれども、畜産局としても、十分この金利の適正化ということについては、これが妥当であるかないかということについては、十分私は検討を願つて本委員会に改めて臨んで頂きたい、こう思ひます。残余の質問は他の委員の各位もおられますから、一応……。

○松浦定義君 この法律は農家としても非常に期待しておるものと思ひますが、私は第一条の目的の中に「当分の間」ということを謳つてあるのですが、これは当分の間でやれるという考へ方かどうか。更にそういうことではないというふうな裏付のために、創設要綱の中には、大体現在無畜農家が三百三十五万戸ある、そこで百二十七万戸だけを押えてこれを十九年にやる、従つて今度の計画としては二十七、二十八、二十九と三十九年に五十万戸を有蓄化するといふのですが、この「当分の間」ということとは非常に差があると、こう思つておられるのであります。○政府委員(大坪藤市君) 只今の御質問であります。無畜農家を解消いたしますためには相当の年限がかかる、すべての無畜農家を有蓄化したしめるために、私どももいたしましては十九年程度でこれをやりたい、かように存じておるのであります。今のところ大体十年計画くらいのところは一応無畜農家を解消して参りたいと考へておられますので、恒久的な立法というわけでもないし、又一、二年で終る臨時的なものでもありませんし、従つてまあ法律の形といたしまして

は、いわゆる当分の間が、こういう無畜農家を解消いたしましるまでに必要な期間、かように大体考へておるわけでありませう。

○松浦定義君 その意味はわかるのですが、そうしますと、大体十一年の間に百二十七万戸の無畜農家を解消するということに對して、大体この表を見ますと、三九年の間に四十九万八千戸である。従つて今の乳牛の頭数が總体において約九十五万頭になると思つておる。そうしますと、一戸当りが二頭弱になるわけですが、一戸二頭弱というもので、今政府がこの法案を出して十一年に無畜農家を解消するといふ趣意に合致すると思つてこれを出されておるのかどうか、一つお伺ひしたい。

○政府委員(大坪藤市君) 只今のお尋ねの点であります。お配りいたしました資料の有畜農家創設要綱の二頁目を御覧になつての御疑問かと思ひますが、実はほかのほうは全部この有畜農家創設要綱の通りであります。計画はこの分だけを一応十一年計画に振り直しておるわけでありませう。従つて只今のようなお話が出て参るのではないかと思つておるわけですが、それは別にお手許に配付いたしております。配付資料の四の有畜農家創設計画と所要家畜頭数、このところに現われて来るのであります。大体十一年計画を以ちまして百五十五万戸の有畜農家を創設して参りたい、で、そのうち本法律を運用することによりまして導入して参りますのが百十九万戸、大体全体の七五%程度のものを資金融通施設と利子補給の伴つたこの法律を運用することによりまして創設して参りたい、こ

ういうような計画になつておるわけでありませう。

○松浦定義君 そうしますと、大体その計画通りに進めれば、所定の有畜農家というものは本法に照合して完全なものになるというふうな考へであるかどうか、ちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 特殊の零細農家、或いは非常に零細な農家、或いは特殊の兼業的な農家、こういう農家を除きまして、いわゆる農業を經營して行くといふことを主としてやつておられる農家につきましては、その經營規模に見合はした家畜といふものを同時に飼育して参る、こういうことが農業の發展のためであり、又農家經營の安定のためでありますし、又延いては総合食糧の増産ということになりますので、是非そういうふうな措置をして参りまして、すべての農家に家畜を導入して参る、参らせる、こういうふうなことをしたいと思つておる次第であります。

○松浦定義君 そうしますと、大体私の大ざつぱにお尋ねしたのは戸数に對して頭数を割当てた平均という意味から申上げたのですが、實際問題としてその農家の經營規模等から考えますと、必ずしもこの平均頭数でなくつて、希望等がありますので、その農家の希望によつては、現在有畜農家として大体その地帯において基準農家であるといつたような規模にまで希望があれば、それに対して貸付の対象となるというふうなことを考へておるかどうか。

○政府委員(大坪藤市君) お手許に配付をいたしております有畜農家創設

基準、そのところで大体どういふ經營を、どのくらい面積の經營をしておるところには、どういふ家畜をどの単位という一応の基準を作つておるわけでありませう。従ひまして、その限度でありますれば、すでに家畜を飼育いたしておりする農家にも新たに導入いたします場合には資金を廻してやる、こういうふうなことが考へられるのであります。現在のところはすでに資金の總量にも限度がありますので、できるだけ大動物なり、或いは中動物に對しましては相当単位までつた數量を以て、すでに飼育している農家には本資金を廻さないで、全然そのういふものない農家を優先して参りたい、かように存じておるわけでありませう。

○戸叶武君 この有畜農家創設に關連して、私たちが一番心配するのは一つには資金の問題、一つには飼料の問題、もう一つは乳牛の場合なんかは乳の問題であります。今の日本の現状においては森永、明治の独占資本の横暴によつて殆んど農家といふものは食糧されておるのであります。先ほど質問がありましたようにあります。私たちが田舎なんかは一合四円二十錢まで叩かれておられます。この間千葉におけるところのこの畜産農家における明治、森永への抗争において五円二、三十錢になつたかと思ひますけれども、市販に出るのが十五円であり、而もそれにはチーズやバターをとられて、而も三倍くらい水をうめられておるといふのが常識になつておる程度で、葉九層倍と申しますけれども、少くとも非常な暴利をやつておるのであるが、この現実を追及すればはつきりし

て来るにもかかわらず、それに対する取締りはどこをやつておるのでしようか、畜産局のほうにはその問題には何かお保合はないのでございませうか。

○政府委員(大坪藤市君) 直接取締るような根拠規定もございませぬし、或いは協議をいたしておりするが、監督的に取締るといふような点につきましては現在できないような次第であります。

○戸叶武君 私は今まで自分で宇都宮大学の教鞭をとつていた關係上、学生の夏休みのアルバイトとして農村の實際調査を今やらしておりますけれども、至るところ畜産組合のボスといふものに、大体森永、明治の手が行き渡つておりました。五円のものも四円二十錢ぐらゐまで叩いてしまふ。これについてはその間のコミッションなり、何なりを便宜を供給したそういうボスたちに対して、森永なり明治から然るべき手当が行つておるようでありませう。こういうふうな形において、畜産關係においては殆んどボスにおいて食ひ足されております。而も片方において有畜農家創設要綱というふうなものが提唱せられて、こういうことを政府の非常な御立派な趣旨の下において法案が促進されようとしておるが、我々はこの法案ができることに賛成すると同時に、日本の畜産界の今日の現状に對してつゞきに検討する必要があるものであります。今日で说得る限りにおいて乳牛の農家からの買入値段、或いは畜産に必要なところの飼料の農家における買入値段といふうなもの詳細に知らせてもらわな

と困ると思つておるものであります。それらの資料は是非頂きたい。特に農家においては有畜農家になつた方がいいが、飼料が高いために食ひ潰されてしまふというふうな悲鳴を多く聞くのでありますし、又乳牛に對しましては、森永、明治の資本陣によつてボスは抱き込まれ、そして単価は叩かれ、ひどい目に合つておりました。森永、明治に合ふのであります。森永、明治に合ふものだけをふとらせる目的ならば別であります。この有畜農家創設に對して前途に横たわる牆を打ち砕いて行かなければならぬので、この点に關する参考資料を、できるだけ農林省は今手許にあるのを集めてもらいたいと思ひます。どの程度の資料が集まるか、その点。

○政府委員(大坪藤市君) 乳牛關係の資料をいたしまして、いろ／＼生産者の庭先価格、或いは工場渡価格、或いは消費者の小売価格、こういうふうな面につきましては、各地の價格關係につきまして調査しましたような資料がある予定でありますから、これを御配付いたしたいと思います。

○戸叶武君 是非お願いいたします。

○清澤俊英君 我々あれですが、丁度今戸叶さん、河野さん、北さんの御質問と大体同じかと思ひます。実は私どもの地方では、農林省が牛や豚といふ畜産を飼へと言ひますと、氣を付けなといひけない、こういうことを言う。どういふわけかと言ひますと、狸を飼へと言われれば皮算用で損をする、狐を飼へばかされて身上をなくしてしまふ、豚を飼へば骨だけになつてしまふ、(笑)牛を飼へば乳が売れなくして損して売らなければならぬ、こういう懸念を持つ。然らばといつて、こ

うなるもの詳細に知らせてもらわな

ういう御考慮に与る有畜農家の創設と
いうようなもので金を貸してもらおうと
いうようなことができれば、又これも
非常に喜んでくれるのでありますが、結
局どういふ問題が、只今申上げました
ような、農民が一方におきましては畜
産をやつて自家経営を築きたいとい
う希望に燃えている、燃えているが、
やつて見ますと、結局が只今申しまし
たような予期に反したものでござい
ます。というところは、取りも直さず、一
応政府等でどういふ大がかりの御奨励
をなされると乳牛も殖えるでござい
ます。或いは細羊も殖えて参ります
が、さて採算ということになります
と、それを安定して頂く措置がな
い、それだけ進みますと失望を数
十年來繰返している。甚だしき地区に
至りましては、そのために絶対銅わな
い、どういふふうに潰されて二遍も三
遍も身上をなくして蔵もなくしたか
ら、或る非常に有力な酪農地帯がもう
銅わん、どういふ地帯までできてい
るのであります。従つて先ほど来河野さ
んもおつしやるし、戸叶さんもおつし
やるし、北さんもおつしやる。いづれ
もその結論としては、折角銅わんが、そ
れが売れない、従つてそれがために損
する、この連繫を何かの方法で整備し
て頂かなかつたならば、私は畜産局に
おきまして、政府において非常な御努
力をして頂いて、この法案全体のもの
がでさるる近間まで行つて、五年ぐ
らい行きまじたらば、非常に農林省
が怒まれるんじゃないか、どういふ心
配を持ちまして、過去がさうでありま
して、少し品物が余つて来れば役牛な
どの場合は馬喰の、先ほど森田さんが
言われる通り、馬喰の市場操作によつ

て何かわからない方法によりまして、
生体牛一つ持たないで相場を下げて行
つていく。農林省では全部役牛を飼つ
たならば、それは耕作に使ふんだと、こ
うお思いになつておられるけれども、そ
ういふ農民ばかりでなく、牛を飼つて子
をとつて、それで何とかして行こうと
いう相当の農家もおられるので、耕作だけ
に五反や七反のものが牛を一匹ぐら
い持つておられるというところはな
か／＼容易でないので、いろ／＼な含みを持つて
銅わん、それを相場がどん／＼下
つて参りますから、急いで売る、又
相場がどん／＼下る、どういふこと
になつて地方が元も子もなくしてしま
つて、その次に又家畜を入れるという
ことに政府が大骨を折らねばならん、こ
ういふことが始終繰返されておられる
のであります。従つてどういふ法
案を出して、有畜農家を作つて、而も
五カ年、十年計画によつて歴大な頭
数を持たせるとするならば、その前提
条件に対する製品並びに飼ひましたる
家畜の価格維持という問題に対して如
何なる御方策をお持ちになつておられ
か、それを一つ明確にお伺ひしたいと
思つておられます。

○政府委員(大坪藤市君) 只今具体的
な例をお挙げになりました、極めて含
蓄のある御意見を承つたのでありま
すが、例えば乳牛にいたしましては、
飼育密度が薄い場合におきましては、
収入費よりも余計に経費がかかる。従
つてその線に見合ふ分だけ農家の手取
りが少なくなる。又加工賃にいたしま
しても、加工する数量が少なくなりま
す。という、工場の場合におきまし
ても、単位当りの経費が嵩む、これも
或る程度のもは当然生産者のほうに

跳ね返つて来る、これが悪循環の形に
なりまして、ますます飼育密度が薄く
なりまして、結局は当初スタートいた
しましたことが、逆に全くそこでは減
亡してしまつた、どういふようなこと
も例を引いて御意見があつたのであり
ますが、この点は誠に今後警戒をすべ
き問題であると思つておられます。従
つて私どももいたしましては、この有
畜農家創設特別措置法によりまして導
入します家畜、特に乳牛等につきま
しては、できるだけ適地を選定いたし
まして、そこに集中的に導入して参
る、そういたしますと、生産
者の力を集結いたします上からも、
いろ／＼な経費を少なくしますためか
ら、或いは指導徹底させる意味から
も、或いは草資源の問題を解決する
というふうな、どういふような問題か
らいたしまして、何としても特定の自
然的な条件を、有利な条件を備えてい
るところを選定いたしまして、どうい
うようなところに重点的に施設をして
やつて、只今御意見のありましたよう
な、逆の結果が起きて来るようなこと
のないように措置して参りたいと、か
ように考へておられます。

○清澤俊英君 いろ／＼御親切な御答
弁を伺ひまして有難うございました。
市乳の問題、その市乳を一つやつて参
りますには、どれくらいの頭数の牛が
あつたらよからう、或いはその距離
というふうなものまで最近の農民は考
へて市乳をやる、或いは農協を中心
してやりまして、或いは特別の会社
を作つてやつて見ます。併しそのでき
ましたものを販売いたしますときに
は、大体市乳としては、府県の小都市
では需要限度がきまつておられるので

たのであります。従つて余りますれば、バターと
か、チーズとか、若しくはミルクとか
いうような加工品として出す設備まで
して、相当の資本を以て、東京あたり
まで持つて来て売ります。かような場
合非常に困難をして市場へ出して、相
当の諸方面に販売網をやつと獲得した
と思つて、そうすると、そこへ向つて、
明治とか、森永とかがダンピングでは
ないで済ませよう、ダンピングで一週はた
かされて、そこで赤字を出す、それが三
月か四月続きましたならば、牛乳代が
払えないという問題が出て来る、払わ
ないで済ませよう、或いはうちの工
場は、或いはうちのほうと、いふこと
は、農協のほうからは金が入らないの
だから、これはもう大変だといふので
牛をどん／＼売出す、非常に困難をし
て、漸く売出した乳は結局減つて来
る。困難な中を回復して又やりまし
と、同じことを繰返しているのが現実
の情勢である。従つてもう最後には明
治か、森永のいずれかに特約販売をし
て、それで明治と森永の息がかからな
かつたら、そういう工場は、東京の附
近ならば別であります、少し離れた
地方では成立しないと思つて、どうい
う状態にありましますときに、今も河野
さんが言うておられたようでありま
すが、地方の畜産家などと言われます人
たちは、そういう面に対しては至つて
私は冷淡だと思つて、そうして最近
骨にそういう問題は出ておられません
が、過去にありました実績を我々が
見るならば、大体日本の国を県別に
県内を地方別に、明治、森永の区
域というものがあつたかに考へておつ

たのであります。従つて余りますれば、バターと
か、チーズとか、若しくはミルクとか
いうような加工品として出す設備まで
して、相当の資本を以て、東京あたり
まで持つて来て売ります。かような場
合非常に困難をして市場へ出して、相
当の諸方面に販売網をやつと獲得した
と思つて、そうすると、そこへ向つて、
明治とか、森永とかがダンピングでは
ないで済ませよう、ダンピングで一週はた
かされて、そこで赤字を出す、それが三
月か四月続きましたならば、牛乳代が
払えないという問題が出て来る、払わ
ないで済ませよう、或いはうちの工
場は、或いはうちのほうと、いふこと
は、農協のほうからは金が入らないの
だから、これはもう大変だといふので
牛をどん／＼売出す、非常に困難をし
て、漸く売出した乳は結局減つて来
る。困難な中を回復して又やりまし
と、同じことを繰返しているのが現実
の情勢である。従つてもう最後には明
治か、森永のいずれかに特約販売をし
て、それで明治と森永の息がかからな
かつたら、そういう工場は、東京の附
近ならば別であります、少し離れた
地方では成立しないと思つて、どうい
う状態にありましますときに、今も河野
さんが言うておられたようでありま
すが、地方の畜産家などと言われます人
たちは、そういう面に対しては至つて
私は冷淡だと思つて、そうして最近
骨にそういう問題は出ておられません
が、過去にありました実績を我々が
見るならば、大体日本の国を県別に
県内を地方別に、明治、森永の区
域というものがあつたかに考へておつ

たのであります。従つて余りますれば、バターと
か、チーズとか、若しくはミルクとか
いうような加工品として出す設備まで
して、相当の資本を以て、東京あたり
まで持つて来て売ります。かような場
合非常に困難をして市場へ出して、相
当の諸方面に販売網をやつと獲得した
と思つて、そうすると、そこへ向つて、
明治とか、森永とかがダンピングでは
ないで済ませよう、ダンピングで一週はた
かされて、そこで赤字を出す、それが三
月か四月続きましたならば、牛乳代が
払えないという問題が出て来る、払わ
ないで済ませよう、或いはうちの工
場は、或いはうちのほうと、いふこと
は、農協のほうからは金が入らないの
だから、これはもう大変だといふので
牛をどん／＼売出す、非常に困難をし
て、漸く売出した乳は結局減つて来
る。困難な中を回復して又やりまし
と、同じことを繰返しているのが現実
の情勢である。従つてもう最後には明
治か、森永のいずれかに特約販売をし
て、それで明治と森永の息がかからな
かつたら、そういう工場は、東京の附
近ならば別であります、少し離れた
地方では成立しないと思つて、どうい
う状態にありましますときに、今も河野
さんが言うておられたようでありま
すが、地方の畜産家などと言われます人
たちは、そういう面に対しては至つて
私は冷淡だと思つて、そうして最近
骨にそういう問題は出ておられません
が、過去にありました実績を我々が
見るならば、大体日本の国を県別に
県内を地方別に、明治、森永の区
域というものがあつたかに考へておつ

たのであります。従つて余りますれば、バターと
か、チーズとか、若しくはミルクとか
いうような加工品として出す設備まで
して、相当の資本を以て、東京あたり
まで持つて来て売ります。かような場
合非常に困難をして市場へ出して、相
当の諸方面に販売網をやつと獲得した
と思つて、そうすると、そこへ向つて、
明治とか、森永とかがダンピングでは
ないで済ませよう、ダンピングで一週はた
かされて、そこで赤字を出す、それが三
月か四月続きましたならば、牛乳代が
払えないという問題が出て来る、払わ
ないで済ませよう、或いはうちの工
場は、或いはうちのほうと、いふこと
は、農協のほうからは金が入らないの
だから、これはもう大変だといふので
牛をどん／＼売出す、非常に困難をし
て、漸く売出した乳は結局減つて来
る。困難な中を回復して又やりまし
と、同じことを繰返しているのが現実
の情勢である。従つてもう最後には明
治か、森永のいずれかに特約販売をし
て、それで明治と森永の息がかからな
かつたら、そういう工場は、東京の附
近ならば別であります、少し離れた
地方では成立しないと思つて、どうい
う状態にありましますときに、今も河野
さんが言うておられたようでありま
すが、地方の畜産家などと言われます人
たちは、そういう面に対しては至つて
私は冷淡だと思つて、そうして最近
骨にそういう問題は出ておられません
が、過去にありました実績を我々が
見るならば、大体日本の国を県別に
県内を地方別に、明治、森永の区
域というものがあつたかに考へておつ

たのであります。従つて余りますれば、バターと
か、チーズとか、若しくはミルクとか
いうような加工品として出す設備まで
して、相当の資本を以て、東京あたり
まで持つて来て売ります。かような場
合非常に困難をして市場へ出して、相
当の諸方面に販売網をやつと獲得した
と思つて、そうすると、そこへ向つて、
明治とか、森永とかがダンピングでは
ないで済ませよう、ダンピングで一週はた
かされて、そこで赤字を出す、それが三
月か四月続きましたならば、牛乳代が
払えないという問題が出て来る、払わ
ないで済ませよう、或いはうちの工
場は、或いはうちのほうと、いふこと
は、農協のほうからは金が入らないの
だから、これはもう大変だといふので
牛をどん／＼売出す、非常に困難をし
て、漸く売出した乳は結局減つて来
る。困難な中を回復して又やりまし
と、同じことを繰返しているのが現実
の情勢である。従つてもう最後には明
治か、森永のいずれかに特約販売をし
て、それで明治と森永の息がかからな
かつたら、そういう工場は、東京の附
近ならば別であります、少し離れた
地方では成立しないと思つて、どうい
う状態にありましますときに、今も河野
さんが言うておられたようでありま
すが、地方の畜産家などと言われます人
たちは、そういう面に対しては至つて
私は冷淡だと思つて、そうして最近
骨にそういう問題は出ておられません
が、過去にありました実績を我々が
見るならば、大体日本の国を県別に
県内を地方別に、明治、森永の区
域というものがあつたかに考へておつ

になるというような問題になりますと大変な問題でありますので、絶対にそういうことのないように措置をして参らなければならぬ、かように存するの覚であります。従つて然らば如何にしてそれを防止するかという問題になつて来ると思ふのでありますが、これは目下鋭意検討いたしておりまして、場合によりましては、先ほど申し上げましたように、いろいろ審議会等を設けまして、そしてこれの運用によりまして公正な価格を出して参る。こういうようなことも検討いたしておるわけでありませぬ。結論といたしましては、とにかくそういうことのないように早急に措置をして参らなければならぬ大きな問題である、かように考へておられます。

○清澤俊英君 それで河野君がさつき

言いました法律的な畜産に対する中央にまで通ずる組合が入用だ。こういうことを言うのは、僕は河野君はそれを言うておるのではないかと思ふ。そしてその組織の上に国家が思い切つた施策をしつ、そしてこれが明治や森永と対抗するものを作つてやらなかつたら、この有畜農家というものは問題にならないと思ふ。これは綿羊の場合でも同じです。今では野放しですから、ちよつとへたしたらばたつと、一万円以上で買ひました綿羊が、羊毛の値段がちよつと下つたという事になりますれば、もう一万円で買つたものが三千円だの、二千円だのというように一年たらずで下つてしまふ。これでは如何にあなた方に骨を折つて頂いても、有畜農家の創設などというものは無理だと思ふ。従つてその前に価格の安定をして、安んじて飼えるようにして貰へばこんなものは要らな

いと思ふ。人手をかけて飼つておる農民はそれだけ要求しております。私は確信を持つて申上げておるのです。これでは幾ら飼え〜と言ひましても、それをしなかつたら必ず農林省をお恨みいたす結果が私には生ずると考えますが、この問題は別として、只今私の申上げました問題は、日本の畜産という問題を解決する根底的な重要問題だといふことは私ばかりじゃなかつた。少くとも酪農で少し苦勞した者だつたら、もうひとしくこれは申上げることであつて、どうか一つそういう点においていま一度、折角これを出して頂いたのでありますから、一つ明日とは言ひませんが、少くとも今年くらいは価格安定ができる法案をお練り下さるようにお願ひしたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 非常に御熱心な質疑が続けられておりますが、本日は委員が全部出席されておりますので、この問題は明日更に質疑を続行することになります。この問題は本日はこの程度にとどめたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 非常に御熱心

な質疑が続けられておりますが、本日は委員が全部出席されておりますので、この問題は明日更に質疑を続行することになります。この問題は本日はこの程度にとどめたいと思ひます。

なお最後にお諮りしておきたいのでありますが、請願陳情の処理の問題であります。本件につきましては、前例によりまして委員長の手許におきまして予備審査を行ひまして、その結果について各委員の了解を求めまします。当委員会の決定といたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。なお明日は午前十時から開会いたしますが、午後の農林漁業組合連合会整備促進法と、或いは只今審議をしてお

ります。有畜農家創設特別措置法との関係も或いは出て来るかと思ひますが、差当り整備促進法の関係で農林中央金庫の当局者を参考人として出席を求めたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。なお明日はできるだけ中金の理事長の出席を特に求めております。

残余の議題は明日に譲りまして本日はこれで散会いたします。午後五時三十九分散会

七月二十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、畑地農業改良促進法案(衆)

畑地農業改良促進法案
畑地農業改良促進法

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、さうに取計らいます。

(畑地区の指定)
第四条 前条の指定に係る都道府県の知事は、農林大臣の定める基準に従つて、市町村の全部又は一部の地域を畑地区として指定する。

(市町村長の定める農業改良計画)
第五条 前条の指定に係る市町村の長は、当該地区についての農業改良計画を定め、都道府県知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により農業改良計画を定めるには、あらかじめ、当該市町村農業委員会及びかんがい施設を管理する者と協議しなければならない。

(都道府県知事の定める農業改良計画)
第六条 都道府県知事は、前条第一項の農業改良計画を参し、よくして当該都道府県の農業改良計画を定め、農林大臣に提出しなければならない。

(農林大臣の定める農業改良計画)
第七条 農林大臣は、前条の農業改良計画を参し、よくし、畑地農業改良促進対策審議会の意見を聞いて、国の農業改良計画を定め、当該都道府県知事に通知しなければならない。

(経費等)
第八条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、前条の農業改良計画の実施に必要な経費を予算に計上しなければならない。

2 政府は、前項の予算に基づき、都道府県が行う農業改良計画の実施に必要な経費又は都道府県以外の者が行う農業改良計画の実施に対

し都道府県が補助を行うため必要な経費を補助する。

3 政府は、毎年度、前条の農業改良計画を実施するために必要な資金の融通又はそのあつ旋につき計画を定めなければならない。

(農業改良計画の内容)
第九条 農業改良計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一 畑地かんがいその他の土地改良事業

二 前号の事業の実施に伴ひ必要な農業技術の改良その他農業生産に関する事項

(農業改良計画の実施)
第十条 農業改良計画に基づく事業は、この法律で定めるものの外、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従ひ、都道府県その他の者が実施するものとする。

(畑地農業改良促進対策審議会の設置及び権限)
第十一条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他畑地地域における農業改良促進に関する重要事項を調査審議するために、農林省に畑地農業改良促進対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、畑地地域における農業改良促進に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)
第十二条 審議会は、左に掲げる委員二十五人以上で組織する。

一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 五人

はもとより、ため池の集水地域の山林乱伐に伴う土砂の流入によつて埋没たため池のしゅんせつ事業等に対しても国庫補助の途を講ぜられたいとの請願。

第二八二二号 昭和二十八年七月二十日受理
農地の交換分合指定市町村に対する国庫補助の請願

諸願者 島根県議會議長 中島 竜一
紹介議員 小瀧 彬君

農地の交換分合は耕作者の地位の安定と農業生産力の増進にきわめて重要な施策であるが、各市町村における実態は交換農地相互間の質的な相異、あるいは農道および水道等の条件が、それぞれ異なるため実施上相当の障害となつてゐるから、本事業の円滑な進行を図るため、事業費ばかりでなく農地の交換分合に附随して行ふ農道および水路の新設ならびに改修等の事業に対しても相当大幅の補助を計上しかつこの補助は、一般の土地改良事業費の中に一括せず、別わくをもつて措置する方途を講ぜられたいとの請願。

第二八二三号 昭和二十八年七月二十日受理
震災害復旧耕地事業用排水機維持費用庫補助に関する請願

諸願者 島根県議會議長 中島 竜一
紹介議員 小瀧 彬君

南海大震災によつて耕地の地盤が沈下した地帯に設置した排水機の維持費について、設置後三年未満は三分の一、三年以上は六分の一をそれぞれ県費をもつて補助してゐるのであるが、

数次にわたる電気料金値上げによつて農民の負担は過重となり、ために排水機を廃止するものが続出し災害復旧にいちじるしい支障を生じ、憂慮に堪えない事態に立ちいたつた。しかし県財政は窮乏してゐるため現行以上の補助は不可能であるから、震災害復旧耕地事業用排水機維持費に對して国庫補助の特別措置を講ぜられたいとの請願。

第二八二四号 昭和二十八年七月二十日受理
民有林の造林事業費国庫補助増額に関する請願

諸願者 島根県議會議長 中島 竜一
紹介議員 小瀧 彬君

累増する災害のため山林の荒廃いちじるしく、その上地方財政の極度にひつ迫してゐる現在、末端林業行政は非常な困難に陥り、折角の造林助成事業を傍観する者さえあつて治山治水に憂慮しなければならぬ事態に立ちいたつてゐるから、右の事情を勘案の上すみやかに民有林の造林奨励費を三分の二程度に増額せられたいとの請願。

第二八二五号 昭和二十八年七月二十日受理
農業改良普及事業推進に関する請願

諸願者 岩手県議會議長 村上 順平
紹介議員 川村 松助君

講和条約発効第二年目を迎え、経済の自立は一にかかつて農業生産の増大にあると考えられるとき、これが達成には生産技術指導を根幹とした農業改良普及事業の強化発展を期する必要があるため、

(一)農業生産技術指導は、国、都道府県および地区普及事務所ならびに市町村段階に至るまで一貫した体系により行うよう法的措置を講ずること、(二)改良普及員の地区活動の強化を期するため、普及事務所費ならびに普及活動費は、国および都道府県において支弁すること、(三)改良普及職員職階制は普及職種を設け、格付については現行給与表の五級を最低とし、最高十四級俸に達するよう制定せられたいとの請願。

第二八三〇号 昭和二十八年七月二十日受理
鹿野島鹿屋市の旧軍えん体ごう等解体開墾に関する請願

諸願者 鹿野島鹿屋市長 堀 島野男外一名
紹介議員 西郷吉之助君

鹿野島鹿屋市の四箇所に集団する旧軍の建設したえん体ごうおよび誘導路を経済自立促進の一助として解体開墾するため必要とする事業費を大幅に割当られたいとの請願。

第二九二二号 昭和二十八年七月二十一日受理
国有林野所在地元市町村に対する交付金額の請願

諸願者 山形市七日市町山形県町村会館内山形県町村 会内 松本長兵衛

国有林野所在地元市町村に対する地元交付金を国有林の固定資産税に匹敵するまで増額せられたいとの請願。

耕地災害復旧費国庫補助に関する請願
諸願者 山形市七日市町山形県町村会館内山形県町村 会内 松本長兵衛
紹介議員 海野 三朗君

町村財政は將に窮乏の一途をたどり財政面からその存立を危うたいに迫込まれるやをおそれられてゐるが、今日の現状である。このときにおいて過年度災害に對する国庫補助の未交付額が山形県の場合二億一千万円もあることは町村財政運営に加える比重きわめて大である。即ち町村では災害を復旧せざるを得ず他から借入して工事を進めてゐるのであるが、実際国庫補助が交付された時期においては他からの借入金に對するのみにあつても多額となり財政上の窮迫は益々多くなる。特に本県のような積雪地帯においては降雪前に工事を完了しなければならぬ特殊事情下におかれてゐるから、未交付災害復旧費国庫補助金は早急に交付されたいとの積雪地帯に對する交付方法には改善を加える措置を講ぜられたいとの請願。

第二九二四号 昭和二十八年七月二十一日受理
桑園等の虫害対策に関する請願

諸願者 山形県議會議長 加藤 富之助外一名
紹介議員 河合 義一君 海野 三朗君

今春、山形県下主要養蚕地帯に桑介がら虫の集団大発生により、その被害ははなはだしく被害桑園四百四十余町歩、り災農家千七百余戸に達し、日増しにその被害が深刻となり、掃立不能

ならびに蚕児を棄棄する農家が續出しつつある現状であるから、(一)養蚕蚕種および蚕児の蚕種代を助成すること、(二)防除薬剤を無償配付すること、(三)災害桑園の回復促進用として速効性窒素肥料を無償配付すること、(四)夏秋蚕種購入費を助成すること、(五)災害養蚕者に低利貸付資金融資の方途を講ずること、(六)桑葉供給調整のための運賃を助成すること等の救済対策をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第二九二五号 昭和二十八年七月二十一日受理
粉食普及等に関する請願

諸願者 兵庫縣姫路市光源寺前町三兵庫縣乾麵協同組合理事長 苦瓜五郎外三名
紹介議員 豊田 雅孝君

多年粒食に慣れた食習慣を一朝にして全面転換は到底至難であるが、変質、悪臭、食味等と角の批判や忌避される粒食のための外米移入を再検討し、その一半を、世界的過剰滞貨で価格低廉な小麦の輸入に切換え、ばく大な外米の価格調節補助金を小麦価格に配分されるなれば消費者価格の引き下げとなり、十二分に価格面よりする粉食の普及は当然喚起せられやみ米価の抑制ともなることは必然であるから、これが実現を促進するとともに、參議院の附帯決議を無視した不正なめん類の国鉄貨物運賃の修正を囿られたいとの請願。

第二九八一号 昭和二十八年七月二十一日受理

台風第二号等による被害農家救済の請願

請願者 神戸市生田区中山手通り四農委員会兵庫県協議会内 岩谷源治外三名

紹介議員 八木 幸吉君

今次、西日本一帯を襲った台風第二号およびその後における長期の降雨により、神戸市を中心として、河川の決壊、耕地の流失ならびに埋没等の被害はきわめて大きく特に麦類の被害はなほだしいものがあり、これがため麦類の販売代金をはじめとして農家の収入は激減し、今後の再生産はもとより生活にも困窮している実情にあるから、(一)被害者は全量共済の対象として即時共済保険金の概算支払いを行うとともにこれが利子を政府において補給すること、(二)麦類の検査規格を引き下げるとともに規格外被害麦についても全量政府買い上げること、(三)被害農家に対して所得税の減免措置を講ずること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三〇一二号 昭和二十八年七月二十一日受理

国有林野下げに関する請願

請願者 福島市杉妻町一五福島 泉町村会内 横山宗延 外一名

紹介議員 石原幹市郎君 木村 守江君

福島県の林野面積は、県総面積の七十パーセントを占め、その約五十パーセントは国有林である。かかる現象は、積雪寒冷単作地帯の農業振興に甚大な障害となつてゐるから、県下国有林

の相当面積を町村有財産として払い下げられたいとの請願。

第三〇一三号 昭和二十八年七月二十一日受理

国有林野下げに関する請願

請願者 福島市杉妻町一五福島 泉町村会内 横山宗延 外一名

紹介議員 石原幹市郎君 木村 守江君

福島県安積郡丸守村地内元県有林は、昭和九年矢吹ヶ原御用林と交換せられたるまで、県費を投じて育成し、漸くもはるまじりとして年間三千万円収益を挙げているにいたつたものであるから、終戦後国有林の解放を要望せられては、とき、県有財産として払い下げられたいとの請願。

第三〇一四号 昭和二十八年七月二十一日受理

積雪寒冷単作地帯農業振興に関する請願

請願者 福島市杉妻町一五福島 泉町村会内 横山宗延 外一名

紹介議員 石原幹市郎君 木村 守江君

積雪寒冷単作地帯の農業振興については、臨時措置法により農業土木事業に對する二割の国庫補助があり本法施行以來三年の歳月を経て現在に至つたが、容易に実績をあげる段階に達しないのは遺憾であるから、(一)農業土木事業予算の増額、(二)補助率の引き上げ、(三)農業振興法の制定等の措置をとられたいとの請願。

第三〇一五号 昭和二十八年七月二十一日受理

過年度分災害復旧農業土木事業費国庫補助に関する請願

請願者 福島市杉妻町一五福島 泉町村会内 横山宗延 外一名

紹介議員 石原幹市郎君 木村 守江君

災害復旧のための農業土木事業に對する国庫補助金の急速交付方については、數回となく要望し続けてきたのであるが、依然として放置せられ、金額交付をみるまでには四、五年の長期を要する現況では窮乏にあえぐ町村財政に重圧を加へてゐることは誠に遺憾に堪えない。これがため町村においては一時借入金もしくは支払の遅延等によつて一時をしのいでいる状況であるから、補助金の交付に當つては申請とともに即時交付せられるよう願はれたいとの請願。

第三〇一六号 昭和二十八年七月二十一日受理

凍霜害に對する恒久対策の請願

請願者 福島市杉妻町一五福島 泉町村会内 横山宗延 外一名

紹介議員 木村 守江君 石原幹市郎君

東北地方は寒冷地のため凍霜に見舞われることしばしばであつて、これによる桑園および農作物の被害は年々甚大で農業経営に深刻なる打撃を与へてゐるにもかかわらず、これが対策については国においてはその都度被害額の割程度の救済補助金を交付するにすぎない現状であつて、その措置は満足

し得ないから、東北地方の特殊性を考慮して、(一)凍霜害に對する基礎調査費に對する助成金の交付、(二)防霜研究所の設立、(三)農家における防霜施設費に對する助成金の交付、等の恒久的対策が講ぜられたいとの請願。

第三〇一七号 昭和二十八年七月二十一日受理

肥料等の価格引下げに関する請願

請願者 福島市杉妻町一五福島 泉町村長会内 横山宗延 外一名

紹介議員 木村 守江君 石原幹市郎君

最近肥料生産費の約三割を占める石炭および農機具の材料である鉄鋼材価格はいづれも相当の値下りを示しているにもかかわらず、肥料および農機具の価格が引き下げられないのはまことに遺憾であるから、(一)内需用肥料価格を輸出価格と同額にするともに農機具価格の引き下げを断行すること、(二)肥料および農機具のメーカーに對し極力経営の合理化を促し生産コストの低下を図ること、(三)肥料対策委員会を法制化してこれに製造原価調査に關する権限を附与して価格の低下を図る等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三二二号 昭和二十八年七月二十一日受理

食糧自給促進法制定等に関する陳情

陳情者 石川県庁内石川県土地改良協会内 西田与作

定とこれが裏付けをなす所要経費の予算計上、(二)農林漁業資金の政府出資額の増大等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第三三三号 昭和二十八年七月二十一日受理

茨城県に家畜保健衛生所増設の陳情

陳情者 茨城県知事 友末洋治

茨城県においては、瓜連、鉾田、北条の各家畜保健衛生所の管轄区域は広大に過ぎ、かつ管内を山系あるいは水系によつて二分される等の悪条件にあり、地元農民の熱望に應ずるためにおのおの管轄区域を地理的条件に適合するように二分して、さらに三箇所にかつ家畜保健衛生所を増設することが絶体必要であるが、昭和二十七年以降新設するものに対して国庫補助金が打ち切られた現在、地方財政法第十条の規定に制約され、これが設置の承認を得られず、家畜衛生行政の運営と推進に重大な支障をきたしているから、家畜保健衛生所増設に對して国庫補助金復活の予算措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十八年九月十二日印刷

昭和二十八年九月十四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局